

配 布 資 料

- | | |
|----------|--|
| 資料 1 | 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定について |
| 資料 2 | 地方版総合戦略の政策分野、方向性について |
| 資料 3 | 大阪市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱 |
| 資料 4 | 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の庁内体制
(大阪市まち・ひと・しごと創生会議) |
| 資料 5 | 大阪市まち・ひと・しごと創生会議名簿 |
| | |
| 参考資料 1 | まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等 |
| 参考資料 2 | 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・し
ごと創生総合戦略の策定について（通知） |
| 参考資料 3 | 地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料 |
| 参考資料 4－1 | 大阪府人口ビジョン（骨子案） |
| 参考資料 4－2 | 大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略（骨子案） |

大阪市版人口ビジョン及び総合戦略の策定について

地方創生の動き

《国》

- ・「まち・ひと・しごと創生法」成立（平成 26 年 11 月）
- ・「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（＝長期ビジョン）
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（＝総合戦略）を決定（平成 26 年 12 月）
- ・基本的な方向は、人口減少の歯止め、東京一極集中の是正

参考資料 1 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等
（地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開）

《地方》

- ・人口ビジョン、総合戦略を平成 27 年度末までに策定するよう求められている。
- ・法律上、市は、国・府県の総合戦略を勘案して、戦略を策定する努力義務あり。
- ・国の新型交付金を受けるためには、策定が必要。

参考資料 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）（2 ページ）

大阪市版人口ビジョン・総合戦略の策定について

人口ビジョン	対象期間	2040 年まで
	内容	人口の現状分析と将来展望
総合戦略	対象期間	平成 27～31 年度の 5 年間
	内容	国が定める政策分野、大阪府の方向性を踏まえて策定
プロセス	大阪市まち・ひと・しごと創生会議（座長：村上副市長）を設置 広く有識者の意見を聴取するため有識者会議を開催	
スケジュール	8～9 月素案決定 3 月策定	

地方版総合戦略の政策分野、方向性について

国が定める政策分野

- (1) 雇用創出
- (2) 地方への人の流れ
- (3) 若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (4) 時代にあった地域づくり・安心な暮らしを守る

参考資料 3 地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料

大阪府の方向性

- (1) 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現
- (2) 人口減少・超高齢社会においても持続可能な地域づくり
- (3) 東西二極の一極としての社会経済構造の構築

参考資料 4-1 大阪府人口ビジョン（骨子案）

参考資料 4-2 大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略（骨子案）

大阪市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、大阪市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、大阪市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 創生会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 創生会議は、市長が指名する副市長（以下「副市長」という。）、市政改革室長、市長が指名する区長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、財政局長、都市計画局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、都市整備局長及び教育長で組織する。

- 2 創生会議に座長及び座長代理を置く。
- 3 座長は、副市長をもって充て、座長代理は座長の指名により選任する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 座長は、創生会議を招集し、主催する。

- 2 座長が必要と認めるときは、前条第1項に掲げる者以外の者を創生会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討部会)

第5条 特別の事項について調査検討させるため、創生会議に検討部会を設置する。

- 2 検討部会は、座長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 創生会議の庶務は、政策企画室企画部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の庁内体制
(大阪市まち・ひと・しごと創生会議)

(メンバー)

村上副市長

市政改革室長、区長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、
市民局長、財政局長、都市計画局長、福祉局長、健康局長、
こども青少年局長、都市整備局長、教育長、

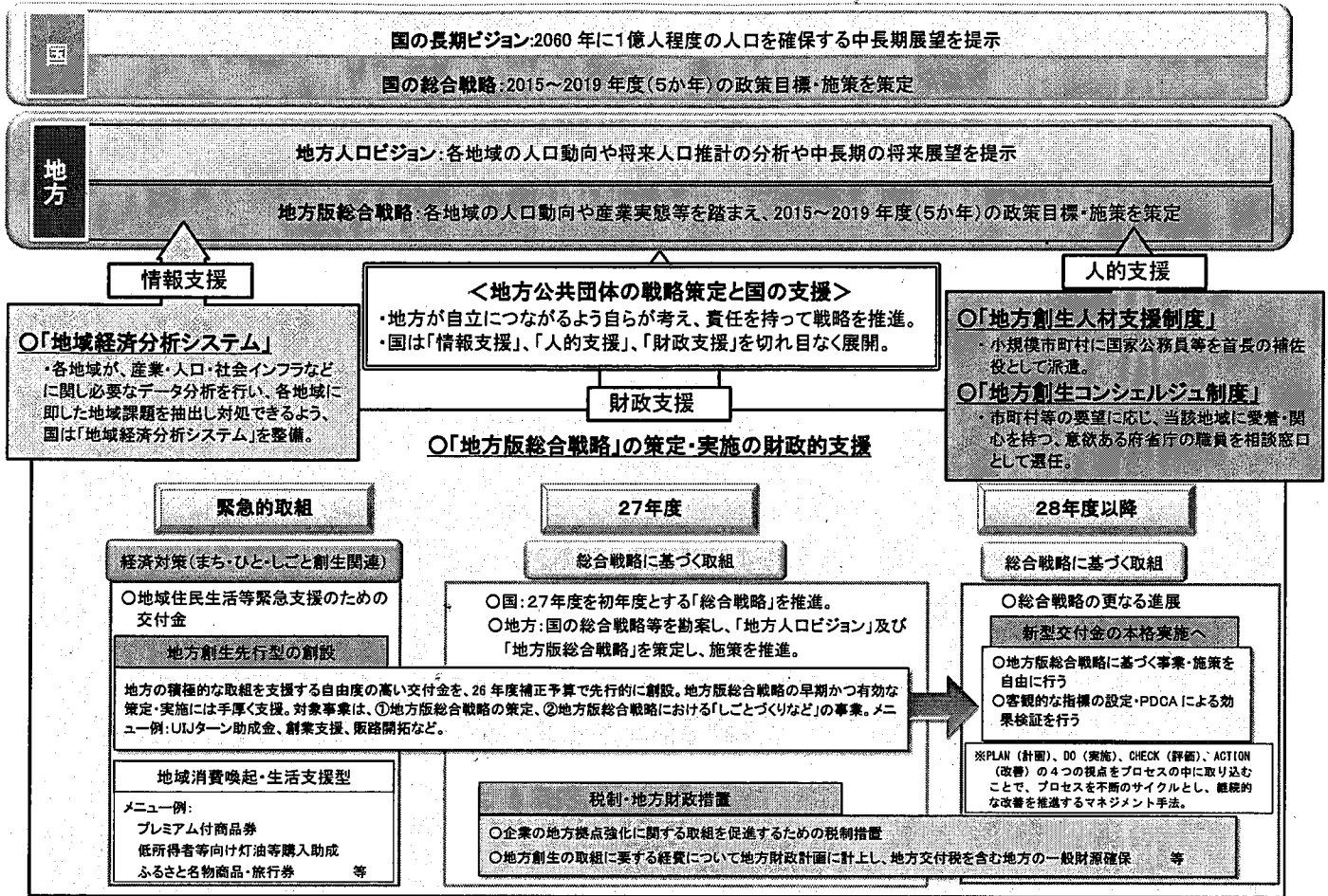
(検討部会)

市政改革室、区役所、政策企画室、危機管理室、経済戦略局、市民局、
財政局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、都市整備局、
教育委員会事務局の課長級

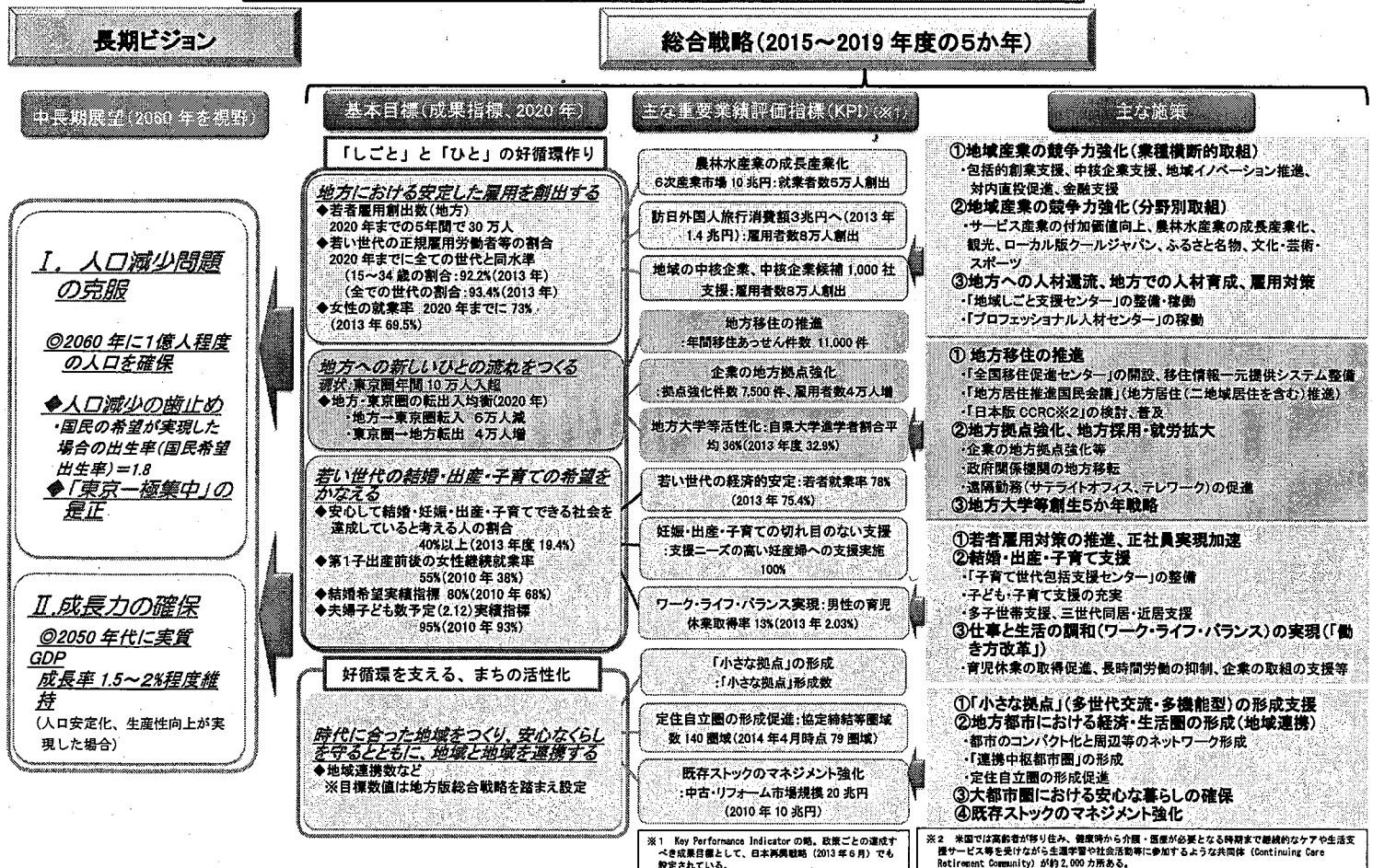
大阪市まち・ひと・しごと創生会議 構成員名簿

平成27年7月7日現在

	所 属	名 前
(創生会議)		
座 長	副市長	村上 龍一
委員	市政改革室長	中尾 寛志
同	西区長	高野 賢
同	生野区長	清野 善剛
同	政策企画室長	鍵田 剛
同	危機管理監	東 信作
同	経済戦略局長	井上 雅之
同	市民局長	谷川 友彦
同	財政局長	稲森 隆司
同	都市計画局長	川田 均
同	福祉局長	西嶋 善親
同	健康局長	上平 康晴
同	こども青少年局長	内本 美奈子
同	都市整備局長	國松 弘一
同	教育長	山本 晋次
(検討部会)		
	市政改革室企画調整担当課長	吉川 宗孝
	西区役所保健福祉課長	六車 健一
	生野区役所政策調査担当課長	中村 優三
	政策企画室企画部政策調査担当課長	岡本 充史
	危機管理室危機管理課長	間嶋 淳
	経済戦略局企画部企画課長	岩谷 和代
	市民局総務部総務課長	馬場 正和
	財政局財務部財務課長	佐藤 晴信
	都市計画局企画振興部総務担当課長	向井 善久
	福祉局総務部企画担当課長	川崎 邦夫
	健康局総務部総務課長	門田 正広
	こども青少年局企画部企画担当課長	赤本 勇
	都市整備局企画部住宅政策課長	阿部 正和
	教育委員会事務局総務部総務課長	川阪 明



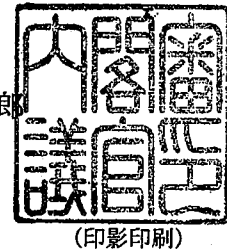
まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像



閣 副 第 979 号
平成 26 年 12 月 27 日

各都道府県知事 殿

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理
内閣審議官 山崎 史郎



(印影印刷)

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）

先般、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）について、その趣旨等を「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成 26 年 11 月 28 日付閣副第 881 号）によりお示ししました。都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、法第 9 条及び第 10 条に基づき、それぞれ、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

この地方版総合戦略の策定に当たっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を勘案することとされていますが、「地方人口ビジョン」の策定に関する事項も含め、留意すべき事項を別紙に示しましたので、貴職におかれてはその趣旨を十分御理解の上、「地方人口ビジョン」及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

Ⅰ 基本的な考え方

1. まち・ひと・しごと創生法の制定と国による「長期ビジョン」及び「総合戦略」の策定

- (1) 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。

このため、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)が制定され、国としては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)を図ることとしている。このことについては、「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について(通知)」(平成26年11月28日付閣副第881号)においても通知したところである。

- (2) 国は、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という。)及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という。)をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしている。

2. 地方公共団体による「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定

- (1) まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要がある。このため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)を策定していただきたい。

- (2) 地方版総合戦略は、各地方公共団体自らが、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの「処方せん」を示すものである。したがって、地方版総合戦略は、各地方公共団体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとすることが重要である。

(3) まち・ひと・しごと創生は、我が国の喫緊の課題であり、早急に取組を進める必要があることから、各地方公共団体におかれては、速やかに地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の基本方針を明確にした上で、遅くとも平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただきたい。

(4) まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要である。

(5) 地方版総合戦略の策定に際しては、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定し、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図る PDCA サイクル（※）を確立することが重要である。

※PDCA サイクル：

Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

(6) 地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である。

(7) 地方版総合戦略においては、従来の取組にとらわれない効果的な施策を定めることが重要であることから、政府として、地域経済分析システム等により、地域ごとのビッグデータを提供（産業、人口、観光などに関する地域データを地方公共団体が利用しやすい形で提供）することとしている。各地方公共団体におかれては、こうした支援や、地域金融機関、政府系金融機関等の知見なども活用しながら、効果的な地方版総合戦略の策定に取り組んでいただきたい。

Ⅱ 地方人口ビジョン

1. 地方人口ビジョンの位置づけ

地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。この地方人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要がある。

2. 対象期間

地方人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間（2060 年）を基本とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計期間である 2040 年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも差し支えない。

3. 記載事項

（1）人口の現状分析

ア 人口動向分析

各地方公共団体における、各種の人口動向分析の結果を記載する。具体的には、平成 26 年 10 月 20 日の説明会において提示した分析の考え方及びデータ等を参考にして、総人口や年齢 3 区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移等に関する動向分析を行い、その結果を記載する。その他、産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項等についても分析し、記載することが望まれる。

【人口動向分析の例】

① 総人口の推移と将来推計

② 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計

※年齢 3 区分とは、年少人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の 3 区分のことをいう。

③ 出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移

④ 総人口の推移に与えてきた自然増減（出生と死亡の差により生じる増減をいう。以下同じ。）及び社会増減（転入と転出の差により生じる増減をいう。以下同じ。）の影響

⑤ 性別・年齢階級別の人口移動の状況

⑥ 地域間の人口移動の状況

・都道府県にあっては、都道府県間の人口移動の状況及び都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）間の人口移動の状況

・市町村にあっては、他の市町村との人口移動の状況

※市町村間の人口移動については、内閣官房まち・ひと・しごと創

生本部事務局から平成 24 年、25 年の 2 か年分のデータを平成 27 年 1 月に提供する予定である。

イ 将来人口の推計と分析

社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」、民間機関による地域別将来人口推計、地方公共団体による独自の将来人口推計等、既存の将来人口推計を活用して、対象期間終期までの当該地方公共団体における将来人口の分析を行い、その結果を記載する。

【既存の将来人口推計を活用した分析の例】

- ① 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計における、総人口、性別・年齢階級別人口の比較
- ② 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察を行い、その結果を記載する。

【人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察例】

- ① 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況
- ② 地域の産業における人材（人手）の過不足状況
- ③ 公共施設の維持管理・更新等への影響
- ④ 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響

(2) 人口の将来展望

ア 将来展望に必要な調査分析

人口の将来を展望するに当たっては、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や、地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが重要である。

このため、各地方公共団体においては、関係機関の協力を得つつ、以下のような調査分析を行うことが望まれる。

【将来展望に必要な調査分析の例】

- ① 住民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望
※都道府県別の住民の結婚・出産等に関する意識・希望の調査結果については、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から平成 27 年 1 月頃に提供する予定である。
- ② 地方移住の現状や希望状況（UIJ ターン、子育て期・退職期の移住など）

- ③ 高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況
- ④ 経済的・社会的・文化的に一体性を有する圏域を単位とする地域連携に関する調査

イ 目指すべき将来の方向

(1) の人口の現状分析及び(2)アの調査分析の結果を踏まえ、地方公共団体ごとに現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。

ウ 人口の将来展望

国の長期ビジョンを勘案しつつ、(2)イで提示した将来の方向を踏まえた自然増減や社会増減に関する仮定を置き、総人口や性別・年齢3区分別人口といった人口等を展望し、その結果を記載する。

その際、都道府県と市町村とで、将来展望の考え方、自然増減や社会増減等の推計の方法等について、十分に意見交換、協議を行うことが望まれる。

また、人口の将来展望の期間としては、対象期間の終期だけでなく、地方版総合戦略との関連性を考慮して、2020年の時点について記載するとともに、例えば10年ごとなど、対象期間中の中間時点についても記載することが望まれる。

III 地方版総合戦略

1. 地方版総合戦略の位置づけ

地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。

地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、以下の2. から5. までに示す内容に十分留意して、策定することが望まれる。

2. 対象期間

地方版総合戦略の対象期間は平成27年度～平成31年度の5年間とする。

3. 記載事項

(1) 基本目標

国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、地方版総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定する。

その際、基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標(※)とする。仮に、実現すべき成果について定性的な目標を定める場合は、国の総合戦略の策定方法(法第8条第3項)と同様に、実施状況を検証する客観的な指標を設定し、後年度、実施状況を検証できるようにする。

※行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：行政が実施する企業立地説明会の開催回数、移住に関するパンフレットの配布枚数）ではなく、その結果として国民にもたらされた便益に係る数値目標（例：雇用創出数、転入者数）をいう。

【国の総合戦略が定める政策分野】

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しい人の流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向

(1) で定める政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載する。

【施策の基本的方向の例】

- ① 地方における安定した雇用を創出する
 - ・ 地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む
 - ・ 多様な知識や経験を有する人材の大都市圏からの環流や、潜在的な労働供給力の活用も含めた地元の人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図る 等
- ② 地方への新しい人の流れをつくる
 - ・ 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センター（仮称）の活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む
 - ・ 地方においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む 等
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・ 若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る
 - ・ 子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う。
 - ・ サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・

子育て支援の充実を図る

- ・ 育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る 等

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ 「小さな拠点」づくりやコンパクトシティの推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する
- ・ 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る
- ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する 等

(3) 具体的な施策と客観的な指標

(2)に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載する。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）（※）を設定する。重要業績評価指標（KPI）は、原則として実現すべき成果に係る指標を設定するが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定することも差し支えない。

なお、国の補助事業のみならず、地域の自主性を発揮した地方単独事業についても記載する。

具体的な施策を企画立案するに当たっては、国の総合戦略におけるアクションプランが参考となる。

※重要業績評価指標（KPI:Key Performance Indicator）：

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

(4) 客観的な効果検証の実施

国の総合戦略においては、政策分野ごとの基本目標を明確に設定し、これに基づく「政策パッケージ」を提示するとともに、重要業績評価指標（KPI）により施策の効果を検証し、改善を行う仕組み（PDCA サイクル）を構築している。地方版総合戦略においても、PDCA サイクルを導入して、その進捗を基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により検証し、改善する仕組みを構築することが重要である。

その際、効果検証の客観性を担保するため、できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置するとともに、当該検証機関は、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証するものとする。

なお、当該検証機関による検証に当たっては、必要に応じ、住民からの意見聴取等を行うことや、当該地方版総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられる。

4. 地方版総合戦略の改訂

地方版総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての各地方公共団体の議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。

5. その他の留意事項

ア 都道府県と市町村は、十分に意見交換や協議を行うとともに、連携して地方版総合戦略を策定し、推進することとする。

イ 都道府県が地方版総合戦略を策定するに当たっては、当該都道府県内を経済的・社会的背景等に即した地域に区分した上で、その地域ごとに、実情に応じた基本目標、基本的方向及び具体的な施策等を定めることも差し支えない。

ウ 市町村が地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するに当たっては、まち・ひと・しごと創生に資すると考えられる場合には、例えば、連携中枢都市圏や定住自立圏等の圏域を策定単位とするなど、複数の市町村が共同して策定することも差し支えない。

地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に 当たっての参考資料

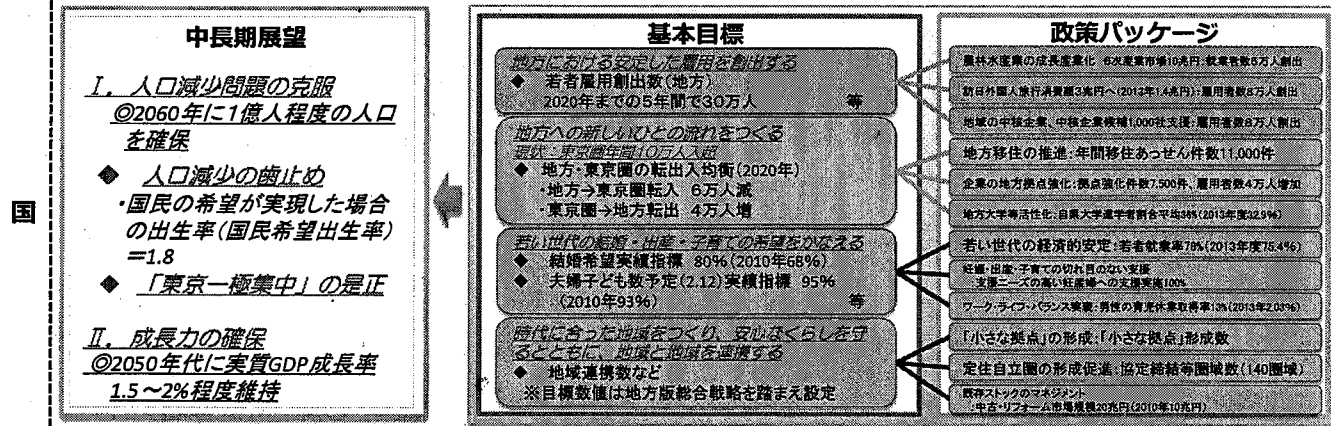
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

1

国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成（イメージ）

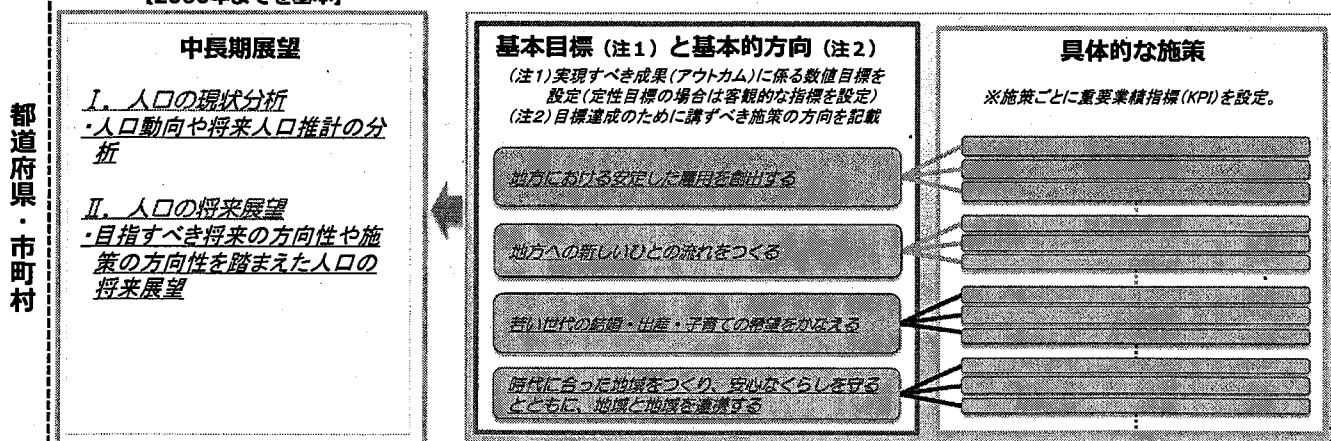
長期ビジョン【2060年まで】

総合戦略【2019年度までの5か年】



地方人口ビジョン
【2060年までを基本】

地方版総合戦略【2019年度までの5か年】



2

地方版総合戦略におけるPDCAサイクルの基本的考え方①

(1) 実施方法

PDCAサイクルを通じて、地方版総合戦略について、客観的な効果検証を実施する。

- ・ Plan : 数値目標・客観的な指標を設定した効果的な地方版総合戦略を策定する。
- ・ Do : 地方版総合戦略に基づく施策を実施する。
- ・ Check : 数値目標や客観的な指標の達成度を通じて、地方版総合戦略の成果を客観的に検証する。
- ・ Action : 検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて、地方版総合戦略を改訂する。

(2) 数値目標・客観的な指標の設定方法

①基本目標

実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標（※）を設定する。

仮に、実現すべき成果（アウトカム）について定性的な目標を定める場合には、客観的な指標を設定し、後年度、基本目標の実施状況を検証する。

※行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：行政が実施する企業立地説明会の開催回数、移住に関するパンフレットの配布枚数）ではなく、その結果として国民にもたらされた便益に係る数値目標（例：雇用創出数：●●人、転入者数：●●人増加）をいう。

例) 地方への新しい人の流れをつくる

数値目標を設定する場合・・・転入者数 5年間で●●人

定性的な目標を設定する場合・・・転入者数について、毎年度増加を目指す。

→ 客観的な指標として「転入者数」を設定の上、毎年度、その数値を確認し、平成26年度の●●人よりも増加したかどうか検証する。

②具体的な施策

施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）（※）を設定する。

KPIは、原則として実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定するが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定することも差し支えない。

※KPI(Key Performance Indicator)。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

3

地方版総合戦略におけるPDCAサイクルの基本的考え方②

(3) 検証

- ①できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置する。
- ②検証機関は、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を検証する。
- ③検証機関は、必要に応じ、住民の意見聴取等を行い、また、総合戦略の見直しの提言を行う。

(4) 議会による関与

地方議会においては、総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議を行うことが重要である。

(5) 地方版総合戦略の改訂

検証機関による検証に加え、議会における施策の効果等についての審議等も踏まえ、必要に応じ、総合戦略の改訂を行う。

(6) PDCAサイクルの期間

例えば、1年間（毎年、地方版総合戦略の見直し作業を実施）等の一定の期間を設定する。

- ・国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示。
- ・対象期間は長期ビジョンの期間（2060年）を基本。（地域の実情に応じた期間の設定も可）

1. 人口の現状分析

ア 人口動向分析

（総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況进行分析）

イ 将来人口の推計と分析

（出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較や将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析）

ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

2. 人口の将来展望

ア 将来展望に必要な調査・分析

（住民の結婚・出産・子育てや移住に関する意識・希望等）

イ 目指すべき将来の方向

（目指すべき将来の方向性や住民の希望を実現するための基本的な施策の方向性）

ウ 人口の将来展望

自然増減

（希望出生率などに基づく出生率等）



社会増減

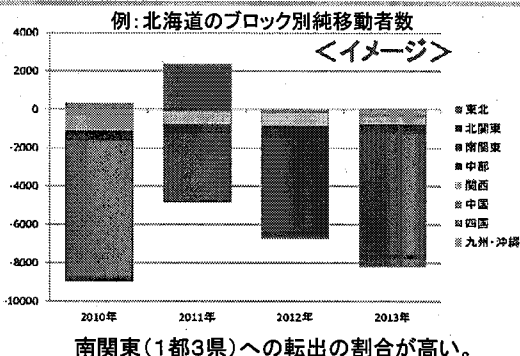
（移住希望などに基づく移動率等）

総人口や年齢3区分別人口等の将来を展望

人口の現状分析のイメージ

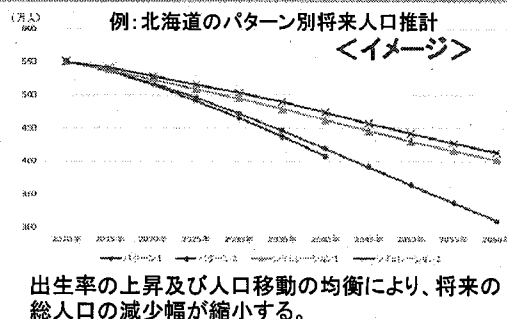
人口動向分析

- 総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況进行分析
- 性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況进行分析
（例：●歳の▲県への転出超過が大きいことが社会減に大きな影響を及ぼしている）
- 産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項についての分析



将来人口の推計と分析

- 出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較
（例：出生率の上昇及び人口移動の均衡により●年後の総人口は●万人程度を維持する）
- 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析



人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

- 現状の傾向のままで人口が推移した場合の、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察
（例：民間便利施設の立地、公共施設の維持管理等への影響、生産年齢人口の減少による地方財政への影響等）

人口の将来展望のイメージ

将来展望に必要な調査分析

- ・住民の結婚・出産等に関する意識や希望
- ・地方移住の現状や希望
- ・大学等卒業後の地元就職の現状や希望
- ・圏域単位の地域連携

目指すべき将来の方向

- ・人口減少克服に向けた現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示

人口の将来展望

- ・将来展望の期間は長期ビジョンの期間（2060年）を基本
※国立社会保障・人口問題研究所の推計期間である2040年等、地域の実情に応じた期間の設定も可。

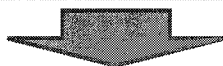
自然増減

（希望出生率などに基づく出生率等）



社会増減

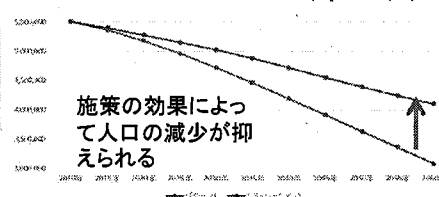
（移住希望などに基づく移動率等）



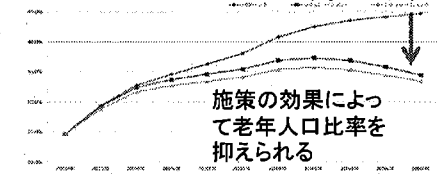
人口の将来を展望する

- ・総人口や年齢3区分別人口等の将来展望を行う
※展望期間終期及び総合戦略の設定年度である2020年を含む途中年次の結果を記載

<イメージ>



<イメージ>



地方版総合戦略において記載する事項の参考例①

※ 基本目標や重要業績評価指標（KPI）の参考例は、国の総合戦略における基本目標・重要業績評価指標のほか、地方公共団体が総合計画等において使用している事例も含め、参考として記載しているもの。以下同じ。

1. 地方における安定した雇用を創出する

(1) 基本目標【参考例】

雇用創出数：5年間で●●人 就業者数：5年間で●●人

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む
- 多様な知識や経験を有する人材の大都市圏からの環流や、潜在的な労働供給力の活用も含めた地元の人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図る 等

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備	成長分野において中核企業となり得る企業に対する集中的な支援（経営戦略策定、商品開発、販路拡大等への支援）	支援によって中核企業化した企業数：●●社
地域産業の競争力強化（業種横断的取組）	認定した新規創業者に対する経営アドバイスや融資等の支援	支援件数：●●件
	創業者の資金調達の円滑化（無担保・無保証人の融資）	新規融資件数：●●件
	ニッチトップ企業に対する支援（連携先の紹介、研究開発・事業化への助言等）	支援対象企業数：●●社
	海外でのプロモーション活動等の強化	外国企業の誘致件数：●●件
地域産業の競争力強化（分野別取組）	人材育成・IT化・物流の効率化の推進等を通じたサービス産業の生産性向上	第3次産業の就業者1人当たりの総生産額：●●円
	農作物の新たなブランドの育成・認証とPRの推進	農業産出額：●●円

地方版総合戦略において記載する事項の参考例①（続き）

（3）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地域産業の競争力強化 （分野別取組）（続 き）	6次産業化の取組の推進	6次産業化の取組事例数：●●件
	観光振興策の実施	観光消費額：●●円 観光入込客数：●●人 外国人旅行者宿泊者数：●●人
	事業への出資等を通じた太陽光発電の導入促進	大規模太陽光発電の導入量：●●kW
地方への人材還流、地 方での人材育成、地方 の雇用対策	情報提供の強化や求人開拓活動の拡大等を通じた、 県外からの人材確保機能の強化	県外から転入して就職した者の数：●●人
	産学官コーディネーターによる企業と大学のマッ チング支援等	新規に産学官連携による共同研究に参画した企 業数：●●社
	子育て中の女性に対する就職相談・求人情報提供 等を通じた、きめ細かな就職支援の実施	女性の就業率：●●%
	農用地の有効利用と流動化促進等による農業の担 い手の確保・育成	新規就農者数：●●人
	産業界と連携したキャリア教育の実施	専門高校における長期インターンシップの実施 学科の割合：●●%
	高齢者の就労支援や技能の活用	高齢者就業支援センターの利用者数：●●人
ICT等の利活用による 地域の活性化	通信事業者、放送事業者等と連携した地域情報化 基盤の整備	ブロードバンドのカバー率：●●%
	中小企業の電子商取引など産業活動におけるIT化 の推進	中小企業の電子商取引の実施率：●●%

9

地方版総合戦略において記載する事項の参考例②

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

（1）基本目標【参考例】

転入者数：5年間で●●人増加 転出者数：5年間で●●人減少

（2）講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センター（仮称）の活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む
- 地方においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む 等

（3）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地方移住の推進	移住・交流の専門相談員の配置	相談件数：●●件以上
	過疎地域における若年者の雇用確保・定住促進	若者の定住率（25～34歳人口を20年前の5～14歳人口で除した値）：●●%
	空き家バンク等住宅情報の提供体制整備	体制が整備された市町村数：●●市町村
	お試し滞在住宅等の移住者支援住宅の整備促進	支援住宅のある市町村数：●●市町村
	観光の活性化等を通じた交流人口の増加	交流人口：●●人
企業の地方拠点 強化、企業等 における地方採 用・就労の拡大	ビジネス環境の整備や人を集める魅力づくりを通じた、成 長分野の企業や本社機能の立地の促進	進出企業数：●●社 新規雇用者数：●●人
	Uターン希望者と県内企業のマッチング支援	マッチング支援を通じて県内企業が確保した県 外人材の人数：●●人
	サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進	テレワーク導入企業数：●●社

10

地方版総合戦略において記載する事項の参考例②（続き）

（３）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的施策	重要業績評価指標（KPI）
地方大学等の活性化	地元大学等への進学促進	自県大学進学者の割合：●●%
		県内高等教育機関の志願倍率：●●倍以上
	合同企業説明会・就職面接会の開催、企業情報の提供等を通じた新規高卒者の就職支援	県内高校卒業者の地元就職率：●●%
	県内就職を促進するための求人確保とマッチング機会の提供	県内大学生等の県内就職率：●●%
	産学共同研究の推進	産学共同研究等支援事業採択件数：●●件

11

地方版総合戦略において記載する事項の参考例③

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

（１）基本目標【参考例】

出生数：5年間で●●人 合計特殊出生率：5年後に●● 婚姻数：5年間で●●件

（２）講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る
- 子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う
- サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図る
- 育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る 等

（３）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
若い世代の経済的安定	若者に対する職業相談、情報提供、合同企業説明会・セミナー、職業紹介等の実施	若者（20～34歳）の就業率：●●%
	若者に対する職業能力開発支援	若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合：2020年までに全ての世代と同水準
	結婚支援を行う人材の相談対応力を高めるための研修の実施	研修受講者の満足度：●●%
妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	子育て世代包括支援センター等による妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の実施	支援ニーズの高い妊産婦全員への支援の実施
	周産期医療体制の強化	周産期死亡率：2013年度より低下
	小児医療の充実	平日夜間・休日昼夜に診療を行う小児医療機関数：●●箇所

12

地方版総合戦略において記載する事項の参考例③（続き）

（3）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
子ども・子育て支援の充実	待機児童の解消	待機児童ゼロを継続
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実	放課後児童クラブ数：●●クラブ 放課後子ども教室数：●●教室
		放課後児童クラブ・放課後子ども教室の一体型サービスを実施する箇所数：●●箇所
	三世帯同居・近居のための住宅取得や転居等の費用に対する助成	助成件数：●●件
	多子世帯についての保育料軽減	保育料軽減を実施する市町村数：●●市町村
	多子世帯の経済的負担の軽減（協賛店舗における代金割引等）	多子世帯支援の協賛店舗：●●店舗
	子育て世帯向けの優良賃貸住宅の供給	住宅数：●●戸
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）	ワーク・ライフ・バランスの優良企業の認定・PRを通じて、企業における仕事と家庭の両立支援を促進	男性の育児休業取得率：●●%
		認定優良企業数：●●社以上
	経営者・管理者等に対するセミナーの実施や専門コンサルタント派遣を通じた、ワーク・ライフ・バランスの具体的な取組の周知	年次有給休暇取得率：●●%

13

地方版総合戦略において記載する事項の参考例④

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（1）基本目標【参考例】

「小さな拠点」の形成数：●●箇所 定住自立圏を●●圏域とする（2014年：●●圏域）（県の場合）

（2）講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 「小さな拠点」づくりやコンパクトシティの推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する
- 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る
- 連携中枢都市圏や定住自立圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する 等

（3）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成	「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成	小さな拠点の形成数：●●箇所
	中山間地域における買い物をしやすい環境づくりの推進	中山間地域において日常の買い物に不便を感じている集落の割合：●●%以下
	地域公共交通の利用促進	公共交通（路線バス）の利用者数：●●人
地方都市における経済・生活圏の形成	都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等のネットワーク形成	●●年度までに立地適正化計画を策定 ●●年度までに地域公共交通網形成計画を策定
		中心商店街における通行量：●●人
	中心市街地の活性化（魅力発信、仕組みづくり、商店後継者の育成支援等）	空き店舗数：●●店以下
		人口集中地区の人口：●●人

14

地方版総合戦略において記載する事項の参考例④（続き）

（３）具体的な施策・重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地方都市における経済・生活圏の形成（続き）	空き店舗等を活用した新たな福祉拠点（居場所）の整備	拠点数：●●箇所
大都市圏における安心な暮らしの確保	在宅医療の充実	在宅療養支援診療所数：●●箇所
	重度要介護者等の在宅生活を支援するための定期巡回・随時対応型サービスの整備	定期巡回・随時対応型サービスを実施する介護事業所数：●●箇所
	サービス付き高齢者向け住宅の登録推進	サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数：●●戸
	公的賃貸住宅団地の福祉拠点化	福祉拠点の数：●●箇所
人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化	空き家の利活用の推進	空き家の利活用件数：●●件以上
	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化の割合：●●%
地域連携による経済・生活圏の形成	定住自立圏の形成促進	【県の場合】定住自立圏の数：●●圏域 【市町村の場合】周辺市町村と連携し、●●年度までに定住自立圏を形成・参加
	連携中枢都市圏の形成促進	【県の場合】連携中枢都市圏の数：●●圏域 【市町村の場合】周辺市町村と連携し、●●年度までに連携中枢都市圏を形成・参加
	他の地方公共団体と連携した施策の実施	連携数：●●件
住民が地域防災の担い手となる環境の確保	消防団や自主防災組織の充実強化	消防団員数：●●人
ふるさとづくりの推進	「ふるさと」に対する誇りを高めるための組織づくり等の推進	ふるさとづくり推進組織の数：●●団体

大阪府人口ビジョン（骨子案）

～ 人口減少・超高齢社会における持続的な発展をめざして ～

平成 27 年 6 月

大阪府

目 次

1. はじめに	3
2. 大阪府の人口の潮流	6
(1) 総人口	7
(2) 自然増減	10
(3) 社会増減	13
(4) 地域別の人口の推移	16
(5) 世帯数と世帯構成の変化	18
(6) その他	19
3. 人口減少・超高齢社会の影響	22
4. 基本的な視点・取組みの方向性・人口の将来展望	24

1. はじめに

1. はじめに

- 日本は今、「人口減少時代」に突入しています。
- 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成26年12月）では、人口減少は「静かなる危機」と呼ばれており、日々の生活においては実感しづらいものの、このままでは、我が国の人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなると警告しています。
- 大阪府においても、「大阪府人口減少社会白書」（平成24年3月策定。平成26年6月修正）では、府の総人口は2010年の887万人をピークに減少し、30年後の2040年には、750万人程度（137万人の減）となることが予想されています。
- また、東京一極集中の影響は、大阪府にも大きく及んでおり、東京圏への転出超過（2010～2014年の5年間で37,902人）の状況が続いています。経済機能等の流出ともあいまって大阪の活力低下を招いているとの指摘もあります。
- 国の長期ビジョンでは、今後めざすべき将来の方向を「将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する」と位置づけ、その実現には人口減少に歯止めをかけることが必須であるとしています。
- 若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現すると、出生率が1.8程度の水準まで向上する（1.8はOECD諸国の半数近くの国で実現している水準）ことが見込まれます。
- このため、2020年に出生率が1.6程度、2030年に1.8程度まで向上し、2040年に人口置換水準である2.07が達成されれば、2060年に総人口1億人程度を確保できるとしています。
- また、「人口の安定化」と「生産性の向上」が実現するならば、2050年代の実質GDP成長率は1.5～2%程度の維持が可能としています。

1. はじめに

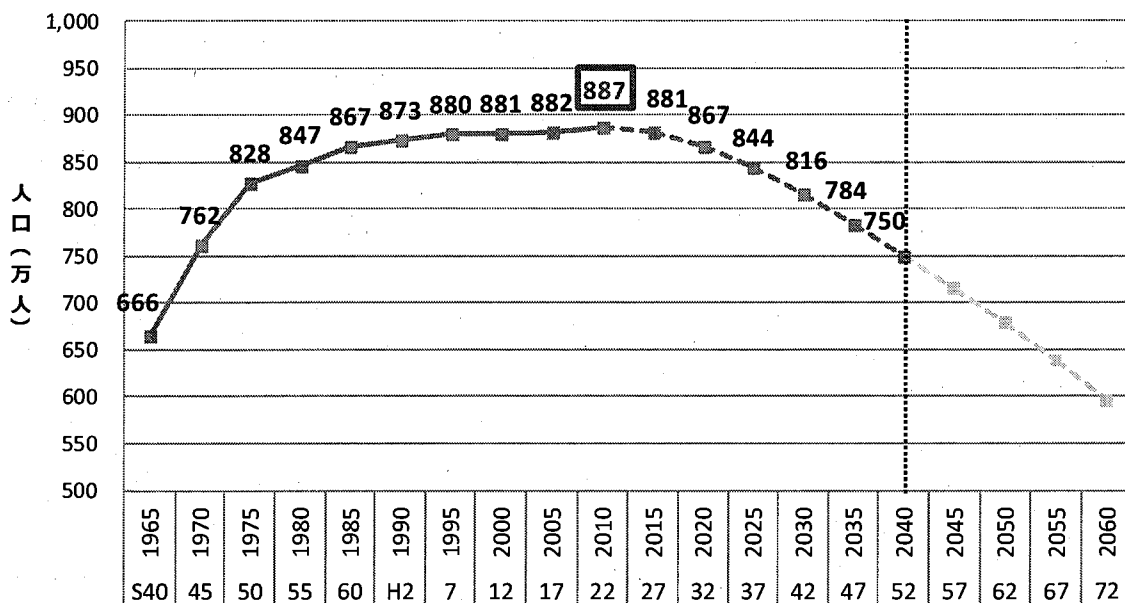
- 国の長期ビジョンでは、今後の基本的視点として、
 - ① 「東京一極集中」の是正
 - ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ③ 地域の特性に即した地域課題の解決を掲げ、取組みを進めることで、将来的に人口構造そのものを変えとともに、今後数十年間は人口減少が避けられないことから、人口減少社会に対応した効率的かつ効果的な社会システムを再構築することが重要としています。
- 大阪府においても、国の長期ビジョンや人口減少白書をベースに、一定の条件の下で人口の将来展望を見通し、それを踏まえて着実に取組みを進めていくことが求められています。
- このビジョンでは、2015年（平成27年）から2060年（平成72年）までを視野に入れつつ、2040年（平成52年）※を見通しています。
 - ※ 国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別人口推計データが2040年（平成52年）までであるため。

2. 大阪府の人口の潮流

2. 大阪府の人口の潮流

(1) 総人口 ■人口総数の推移

- 大阪府の人口は2010(H22)年10月の国勢調査では887万人と、2005(H17)年の同調査から約5万人増加しました。しかし、今後は減少期に突入し、2040(H52)年には750万人となり、2010(H22)年からの30年間で137万人の急激な減少が見込まれています。
- この傾向が続くと、2060(H72)年には、600万人程度まで減少する可能性があります。



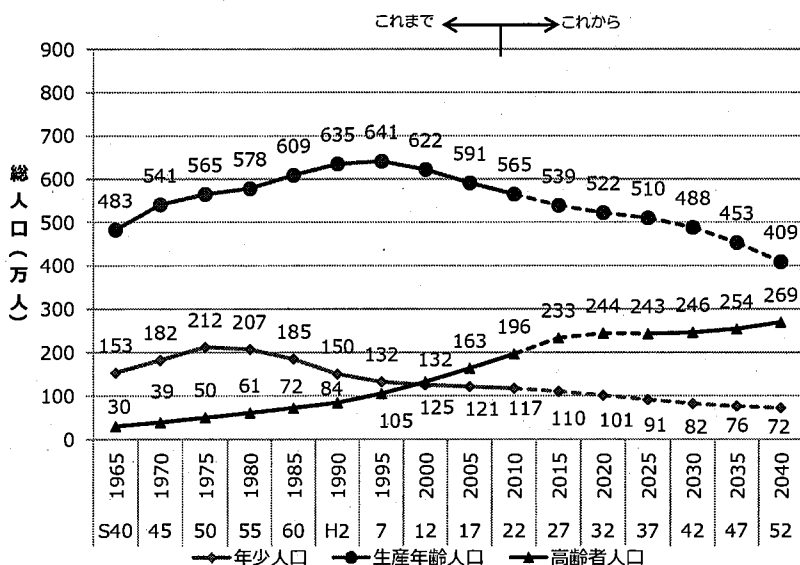
出典：2010(H22)年までは総務省「国勢調査」。将来推計については、大阪府「大阪府の将来推計の点検について」(H26.3)における大阪府の人口推計(ケース2)を基に、府試算。

7

2. 大阪府の人口の潮流

(1) 総人口 ■人口総数の推移

- 高齢者人口の割合は年々増加し、2040(H52)年には、全体の35.9%を占めると見込まれます。一方、生産年齢人口の割合は、減少を続け、2040(H52)年には、2010(H22)年の64.4%から54.5%まで減少し、年少人口の割合は、全体の1割未満の9.6%にまで減少すると予測されます。



出典：2010(H22)年までは総務省「国勢調査」。将来推計については、大阪府「大阪府の将来推計の点検について」(H26.3)における大阪府の人口推計(ケース2)を基に、府試算。

●生産年齢人口

- *2010年から30年間で156万人減少
- *割合は64.4%から54.5%へ

▲高齢者人口

- *2010年から30年間で73万人増加
- *割合は22.4%から35.9%へ

◆年少人口

- *2010年から30年間で45万人減少
- *割合は13.3%から9.6%へ

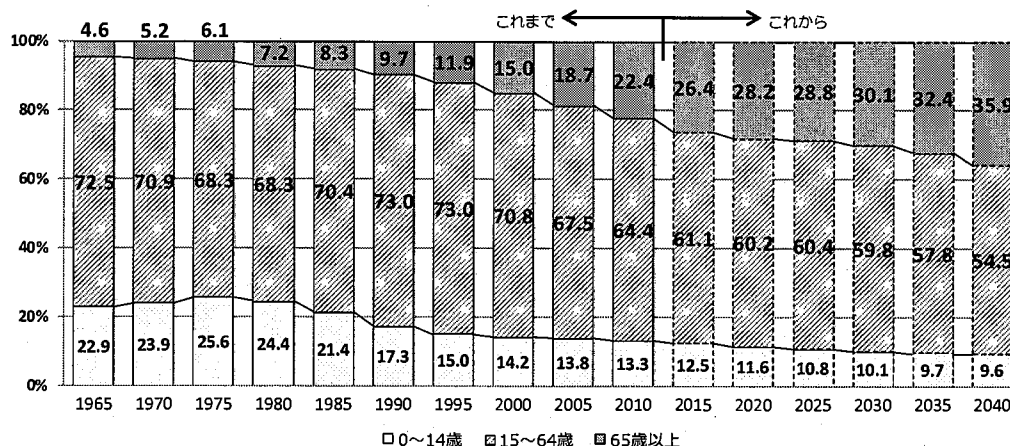
人口構成の変化

8

2. 大阪府の人口の潮流

(1) 総人口 ■人口構成の変化

- 高齢者人口の割合は年々増加し、2040(H52)年には、全体の35.9%を占めると見込まれます。一方、生産年齢人口の割合は、減少を続け、2040(H52)年には、2010(H22)年の64.4%から54.5%まで減少し、年少人口の割合は、全体の1割未満の9.6%にまで減少すると予測されます。



出典：2010(H22)年までは総務省「国勢調査」（年齢不詳を除く）。将来推計については、「大阪府の将来推計人口の点検について」（H26.3）における大阪府の人口推計（ケース2）を基に、府試算。

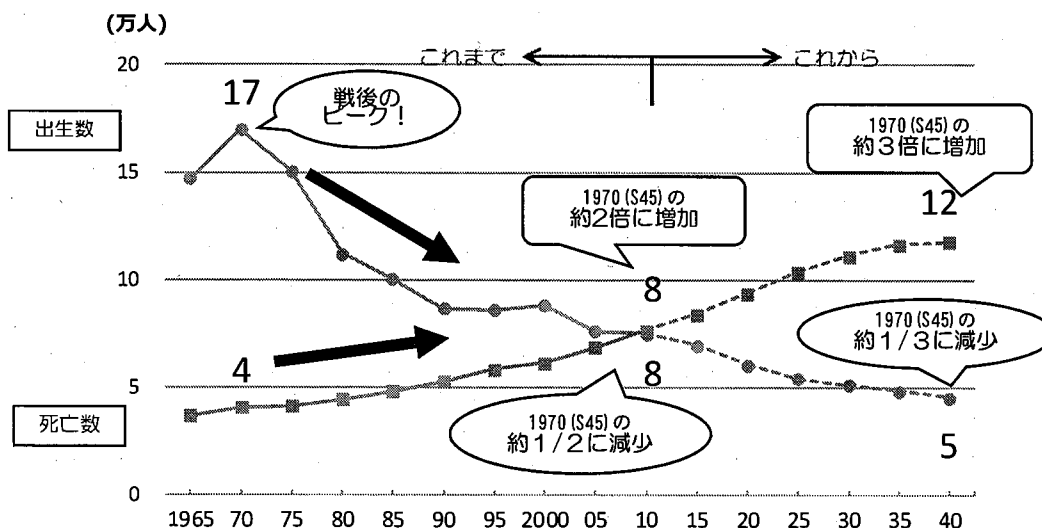
高齢者1人を支える現役世代は、
2010(H22)年では、2.88人ですが、
2040(H52)年では、1.52人になってしまいます。



2. 大阪府の人口の潮流

(2) 自然増減 ■出生数・死亡数の推移と将来推計

- 大阪府の死亡数は増加傾向が続き、2010(H22)年には1970(S45)年の約2倍まで増加しました。一方、大阪府の出生数は、1970(S45)年に戦後のピークを迎えて以降減少が続き、2010年(H22)年には、1970(S45)年の約1/2にまで減少しました。併せて、それ以降死亡数が出生数を上回り、「自然減少」に転じました。
- 2040(H52)年には、それぞれ約3倍、約1/3になるなど、深刻な人口減少社会の到来が見込まれます。

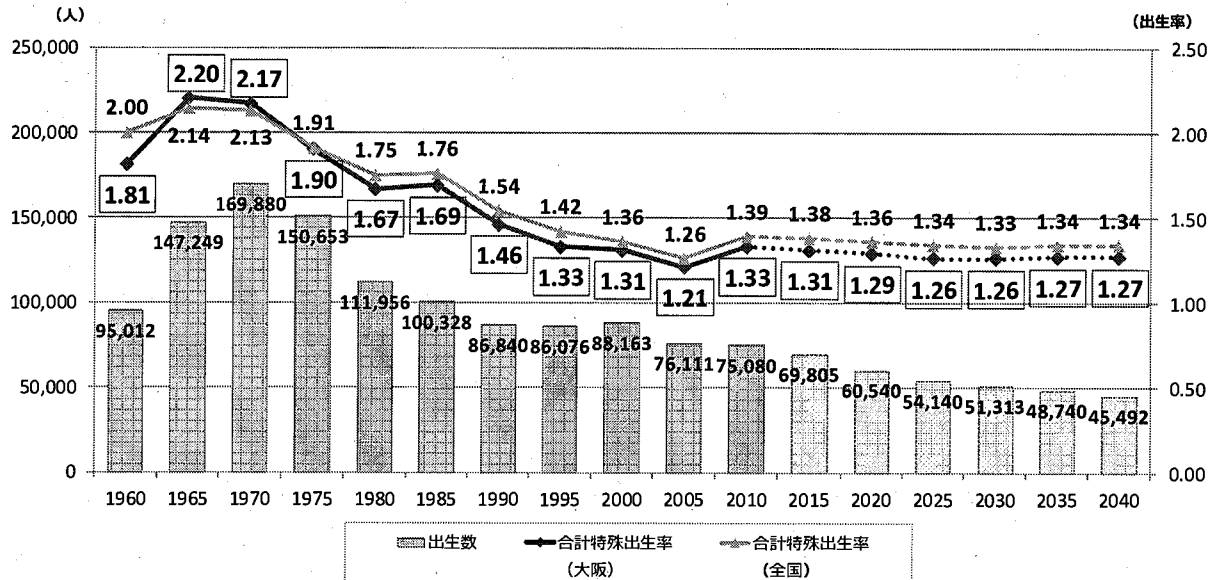


出典：2010(H22)年までは総務省「国勢調査」。将来推計については、大阪府「大阪府の将来推計人口の点検について」（H26.3）における大阪府の人口推計（ケース2）を基に、府試算。

2. 大阪府の人口の潮流

(2) 自然増減 ■ 合計特殊出生率の推移と将来推計

- 合計特殊出生率をみると、団塊ジュニア世代の誕生以降低い値で推移してきましたが、近年わずかながら改善の傾向にあります。しかし、今後も人口を維持するのに必要とされる水準（人口置換水準（国立社会保障人口問題研究所(2009)：2.07））を下回って推移するとみられ、出産年齢を迎える女性そのものの数が減少することも相まって、出生数の減少は続く見込まれます。



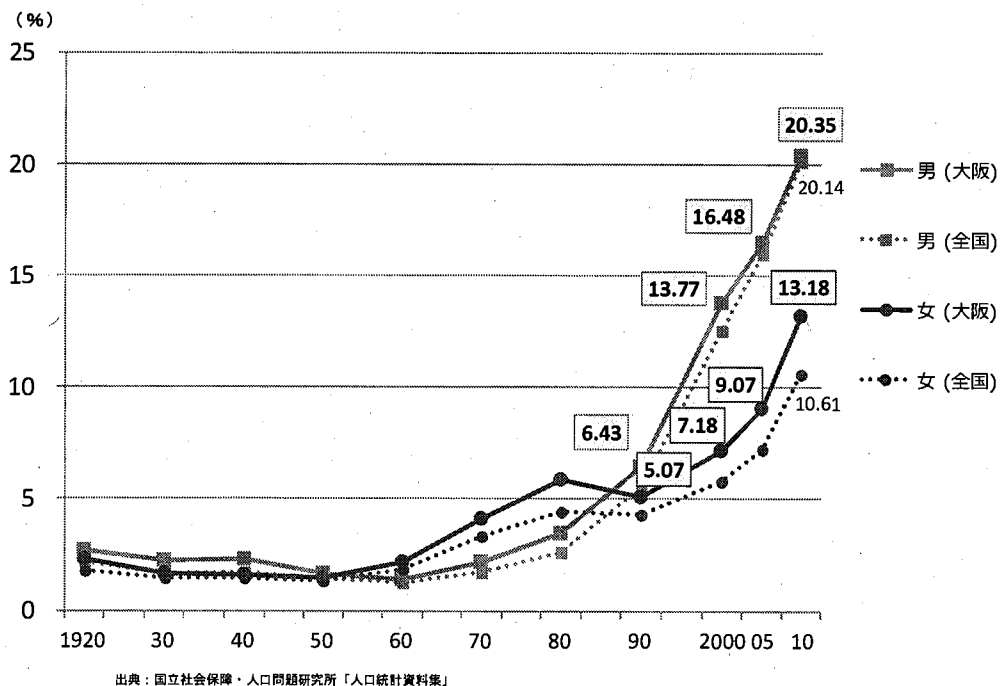
出典：2010 (H22) 年までは厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」
 2015 (H27) 年以降の合計特殊出生率については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H25. 3)、出生数推計については、「大阪府の将来推計人口の点検について」(H26. 3) における大阪府の人口推計（ケース2）を基に、府試算。

11

2. 大阪府の人口の潮流

(2) 自然増減 ■ 生涯未婚率の年次推移

- 生涯未婚率については、男性・女性ともに全国平均を上回る高さに推移しています。
- また、特に近年、全国・大阪ともに高い傾向にあります。



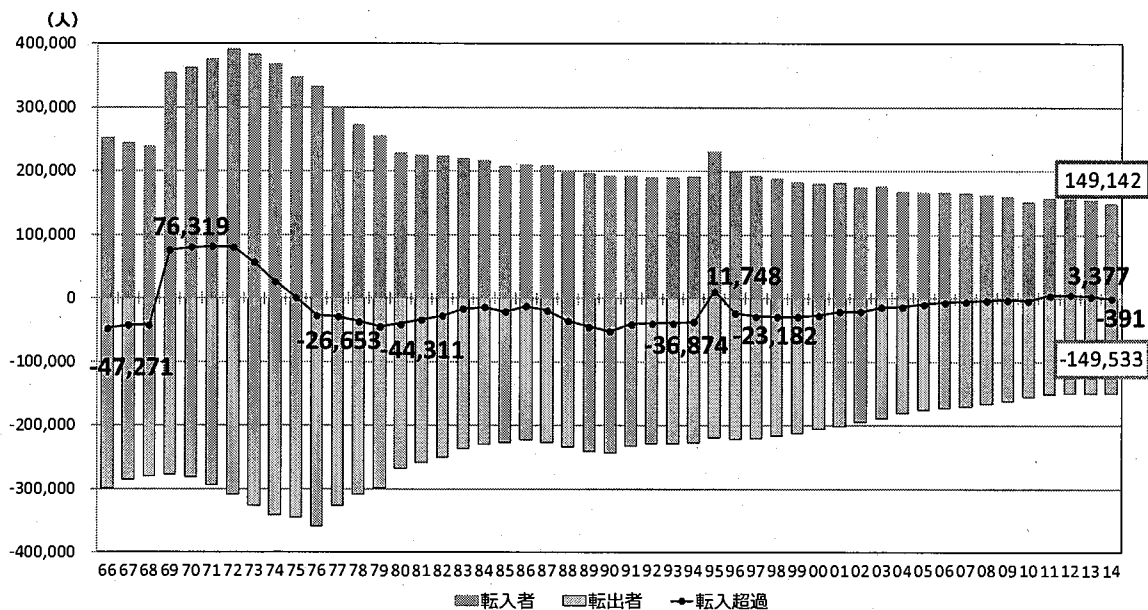
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

12

2. 大阪府の人口の潮流

(3) 社会増減 ■大阪府の転出入状況の推移

- 大阪府と他の都道府県との転出入の状況を見ると、1976(S51)年以降、1995(H7)年を除き、一貫して転出超過（「社会減」）傾向が続いていました。2011(H23)年は、東日本大震災の影響もあり、転出者数は151,156人、転入者数は156,059人と、転入者が転出者を上回る「社会増」となりました。
- その後、2013(H25)年までの3年間は「社会増」の状況が続いていましたが、2014(H26)年は再び「社会減」に転じました。



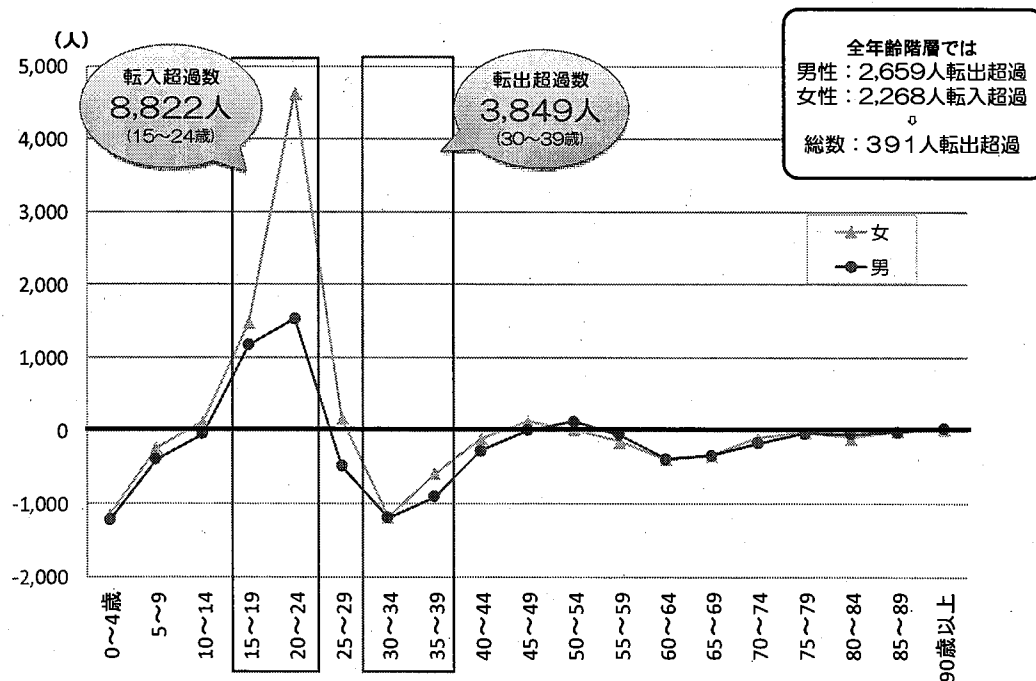
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

13

2. 大阪府の人口の潮流

(3) 社会増減 ■大阪府の年齢階層別転入超過数

- 年代別にみると、15～24歳は転入が多いのに対し、他の年代は概ね転出超過の傾向で、特に30～39歳は転出者数が多くなっており、中堅世代の人口流出が顕著になっています。



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2014(H26)年)

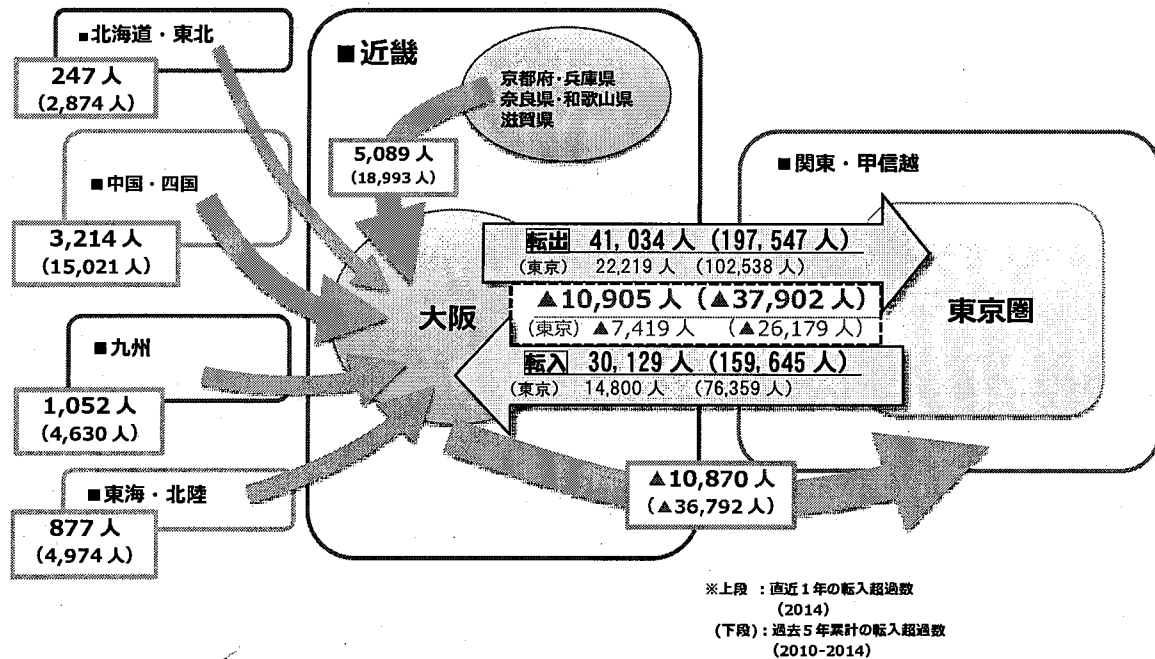
14

2. 大阪府の人口の潮流

(3) 社会増減 ■大阪府の東京圏に対する転出入状況の推移

- 圏域別にみると、東京圏（※）への人口流出が顕著です。2014(H26)年には、大阪府からは41,034人が東京圏へ転出した一方、東京圏からの転入は30,129人と約11,000人の転出超過でした。

※ 東京圏・・・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県

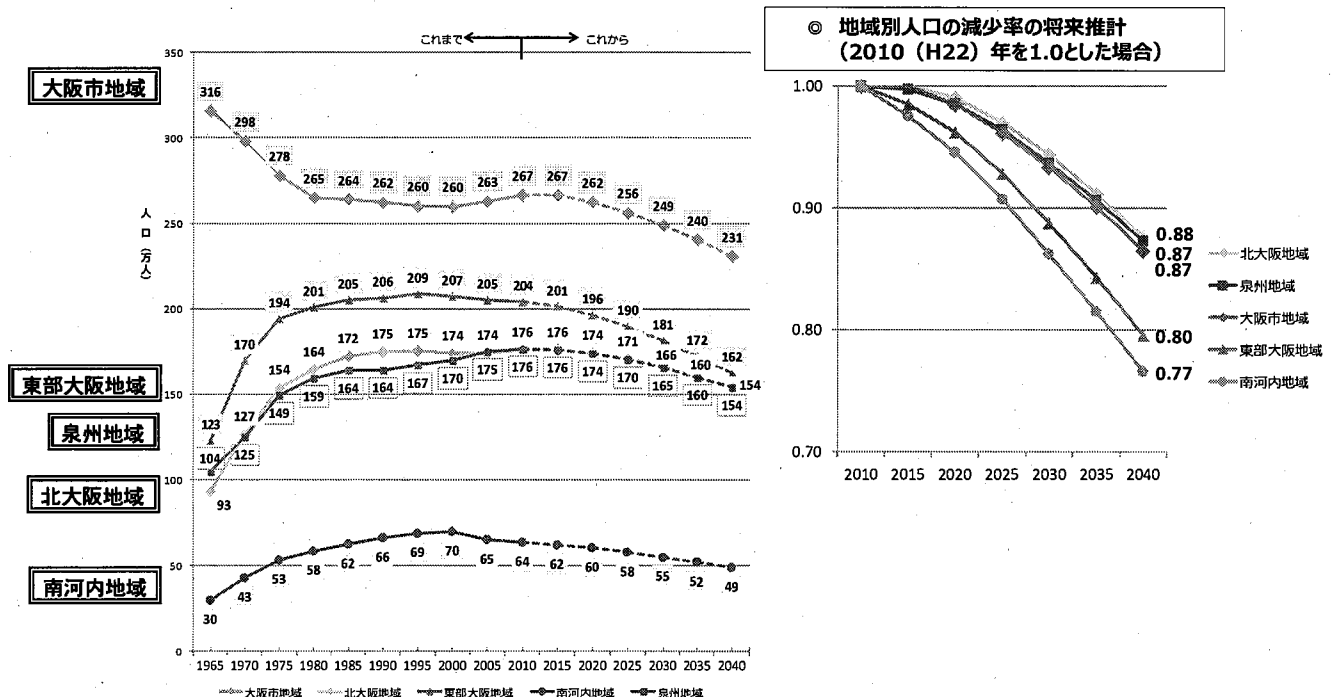


15

2. 大阪府の人口の潮流

(4) 地域別人口の推移

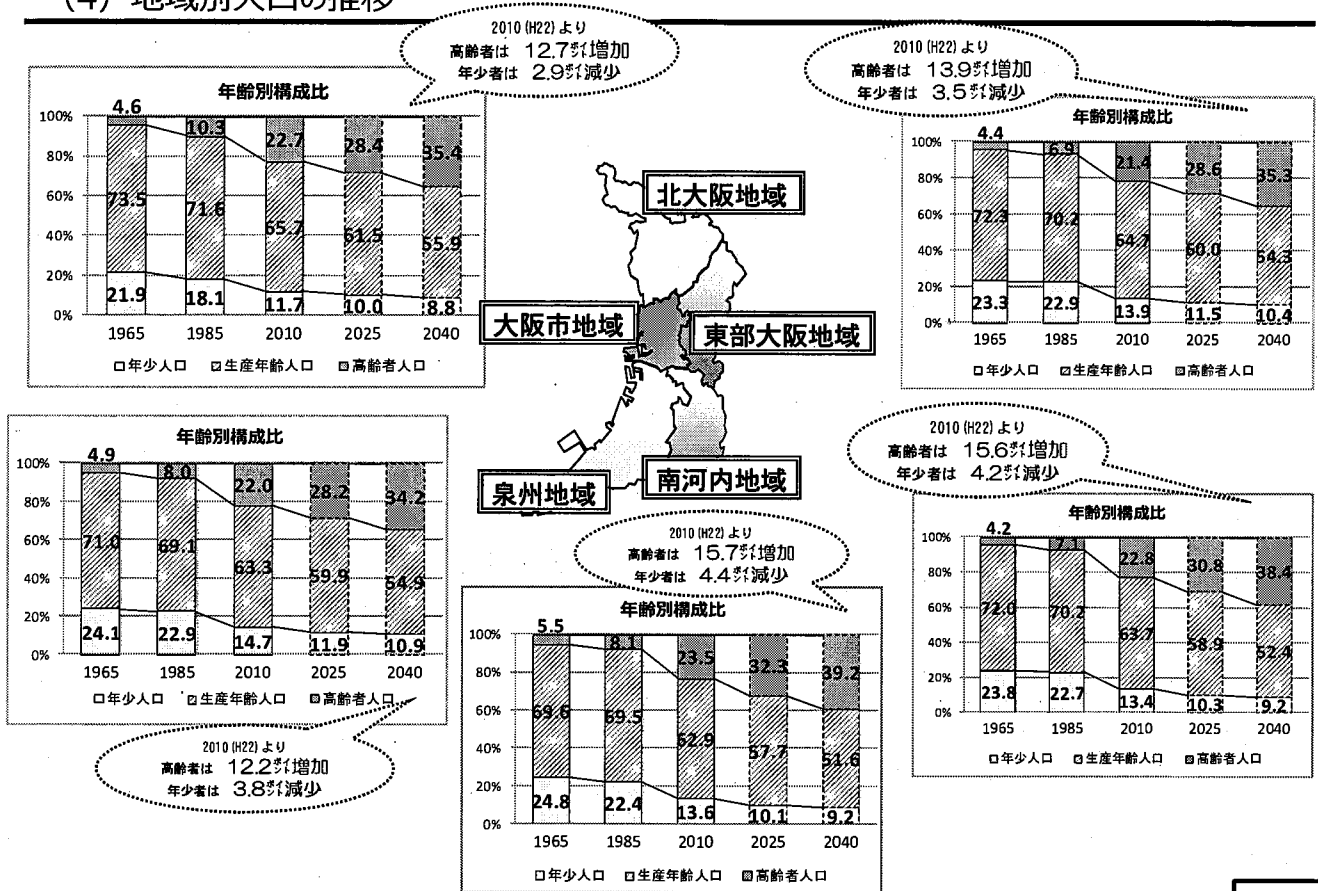
- 地域別の人口推移では、最も減少率が高いのは南河内地域で、30年後は2割半の減少が予測され、生産年齢人口は、約半数になると見込まれます。



16

2. 大阪府の人口の潮流

(4) 地域別人口の推移

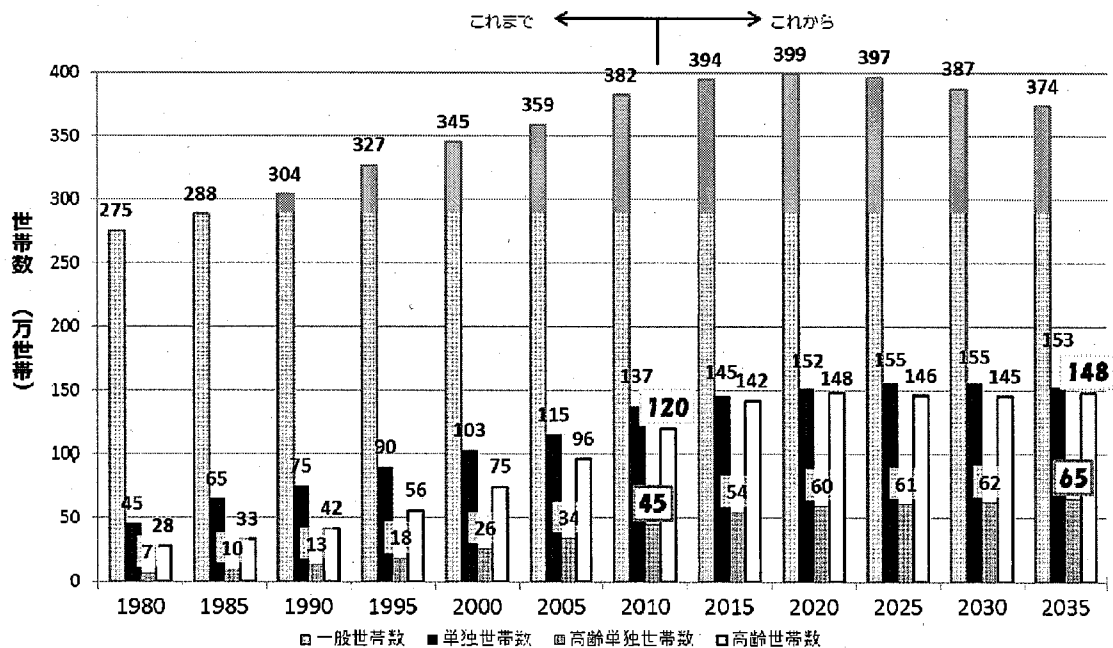


17

2. 大阪府の人口の潮流

(5) 世帯数と世帯構成の変化

- 高齢世帯数をみると、2010(H22)年では120万世帯であるのに対し、2035(H47)年では148万世帯と、25年間で28万世帯増加すると見込まれます。
- また、高齢単独世帯数も2010(H22)年の45万世帯から2035(H47)年には65万世帯と20万世帯増加すると予想されます。



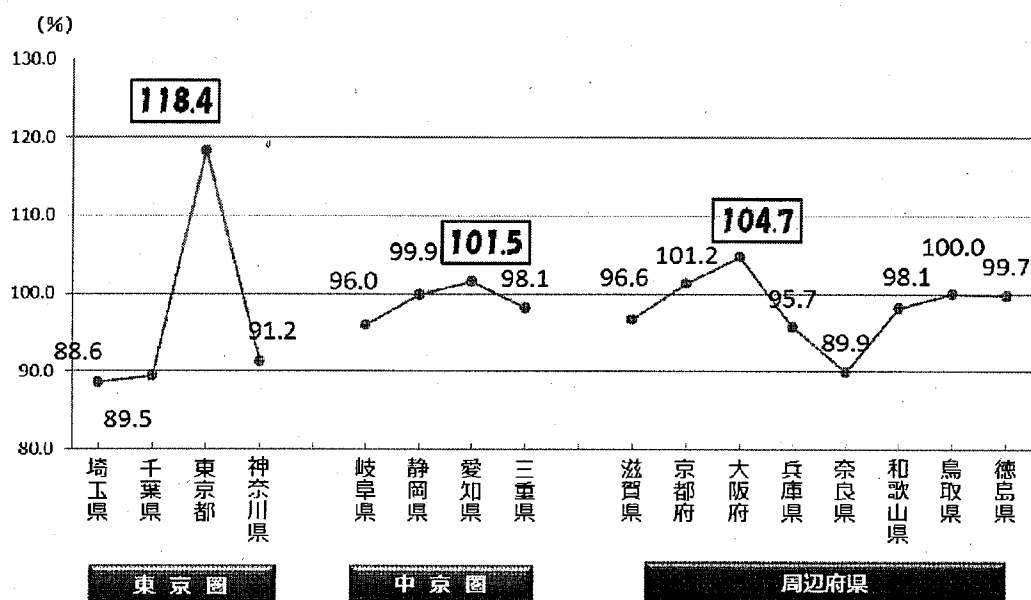
出典：2010 (H22) 年までは総務省「国勢調査」。将来推計については、大阪府推計。

18

2. 大阪府の人口の潮流

(6) その他 ■ 昼夜間人口比

- 2010（H22）年の昼夜間人口比を見ると、東京都の118.4には及ばないものの、近畿圏では京都府とともに、100%を超えており、周辺府県から流入していることが伺えます。



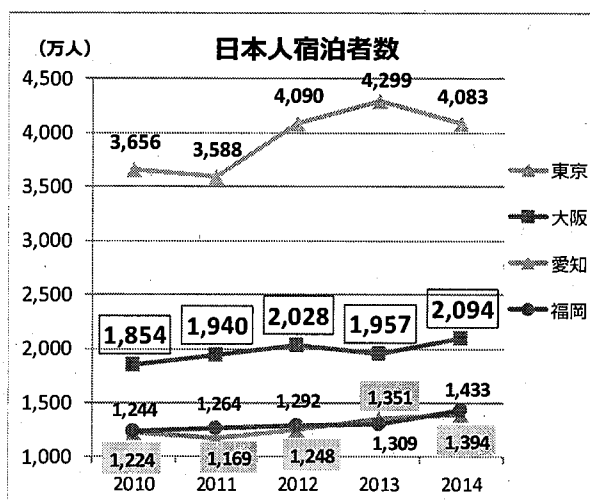
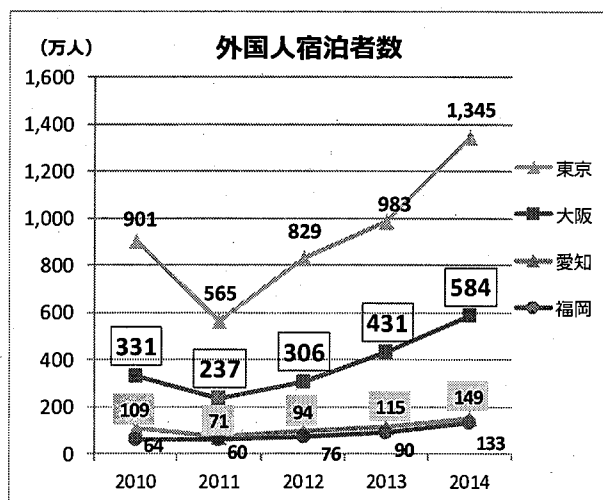
出典：総務省「国勢調査」（平成22年）

19

2. 大阪府の人口の潮流

(6) その他 ■ 交流人口（延べ宿泊者数）

- 大阪府の延べ外国人宿泊者数は、2011(H22)年以降増加傾向であり、2014(H26)年においては、前年度からの伸び率が35.5%と、引き続き高い伸び（前年度：40.8%）を記録しました。
- 特に、外国人宿泊者数は愛知県や福岡県と比べ、高い伸び率で推移しています。
- 一方、延べ日本人宿泊者数をみると、2014(H26)年度は前年度の減少から一転、7.0%増加しています。



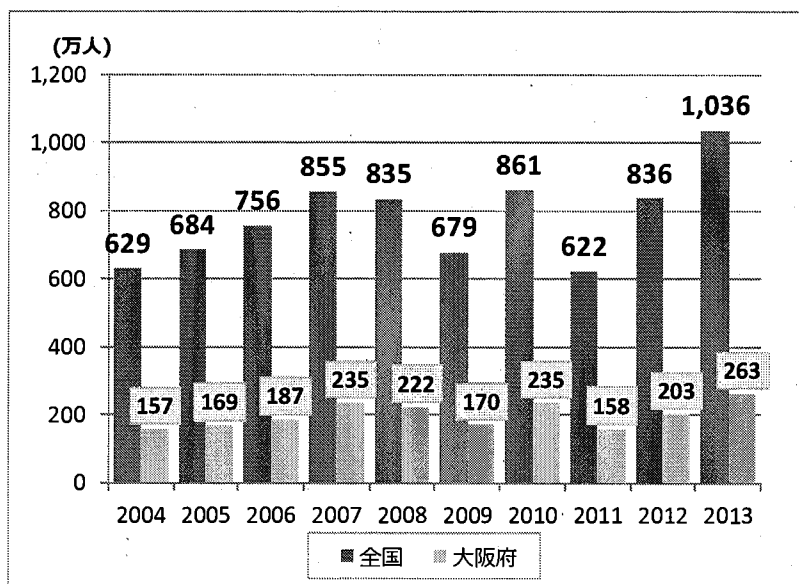
出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」より大阪府企画室作成 ※2014(H26)年については速報値

20

2. 大阪府の人口の潮流

(6) その他 ■ 交流人口（来阪外国人客数）

- 2011(H23)年は、東日本大震災の影響等により、全国・大阪ともに外国人旅行者数が大幅に落ち込みましたが、2013(H25)年は263万人と過去最高を記録するなど、近年大幅な増加傾向が見られます。
- なお、2013(H25)年に日本を訪れた外国人数は、1,036万人で、そのうち大阪を訪れたのは25.3%でした（対前年比1%増）。



出典：大阪府府民文化部

3. 人口減少・超高齢社会の影響

3. 人口減少・超高齢社会の影響

- この項では、「府民生活」「経済・雇用」「都市・まちづくり」の3つの分野に分けて、人口減少・超高齢社会や東京一極集中の進展による影響等を分析します。

府民生活	経済・雇用	都市・まちづくり
○高齢化の急速な進展 ・高齢者単独世帯の増加 ・交通弱者、買い物弱者の増加 ・犯罪弱者、災害弱者の増加 ・医療・介護需要の増大と多様化 ・アクティブシニアの増加 等 ○更なる少子化の進展 ・未婚者・晩婚者の増加 ・高齢出産の増加 ・子育てへの負担感による出産数低下 ・子育て世帯の孤立化の進展 ・教育環境の変化 等 ○人口構造の変化 ・コミュニティの減少と弱体化 等	○生産年齢人口の減少 ・労働力不足 ・労働力のミスマッチによる中小企業等の後継者不足の進展 ・生産性向上の必要性の高まり ・潜在的労働力活用の必要性の高まり 等 ○国内市場の規模縮小 ・市場構造の変化 ・生産拠点の海外移転の進展 等 ○東京一極集中の進展 ・大阪経済の活力低下 ・中堅世代の東京流出による高度専門人材の減少 等	○都市としてのプレゼンスの相対的低下 ・住みやすさ、魅力、誇りの向上の必要性 等 ○都市構造の変化 ・都市インフラ等の需要の変化、老朽化 ・住宅需給のミスマッチ、空家・空地の増加 ・担い手減少による農地・森林の荒廃の進展 ・都市機能の計画的な集積の必要性の高まり 等

4. 基本的な視点・取組みの方向性・人口の将来展望

4. 基本的な視点・取組みの方向性・人口の将来展望

■ 基本的な視点

- 我が国の人口構造は、数の面でも構成の面でも将来にわたって大きく変化することが予測されます。特に、大阪は都市部で最も早く人口減少を迎えるとともに、高齢者人口が2010(H22)年からの30年間で、約40%増(196万人⇒269万人)と全国を大きく上回るスピードで高齢化が進む見込みです。
- 人口減少・超高齢社会においては、高齢化による生活不安の増大、生産年齢人口の減少による経済成長への悪影響、人口減少・世帯数の減少による空き家・空き地の増加など、府民の生活や経済、都市構造などにおいて、様々な「負の影響」が指摘されています。これらの変化に対して、何も対策を講じず、人口増加期の制度や仕組み、そして一人ひとりの考え方やライフスタイルを改めなければ、行政サービスの低下や地域コミュニティの弱体化による地域力の低下、医療や介護、生活保護等の社会保障の需要増大、そしてそれに伴う負担の増加など、現在から将来にかけて厳しい未来が到来するおそれがあります。
- しかし、景気や災害など異なり、人口の変化は長期にわたって一定の傾向を予測でき、また、対策を講じることが可能です。人口減少・超高齢社会の到来を、「変革のチャンス」と捉え、改革に取り組むことが求められます。
- 具体的には、将来に向けて出生率の向上をめざし、人口構造を変えていく取組みと、直面する「人口減少・超高齢社会」においても、持続可能な社会システムを構築する取組みをバランスよく行うことが必要です。
- また、東京一極集中の是正をめざし、大阪が有する都市としての経済機能・都市魅力等を強化することにより、昼間・交流人口の増加を図ることも重要です。

【人口減少・超高齢社会に向けた基本的な視点】

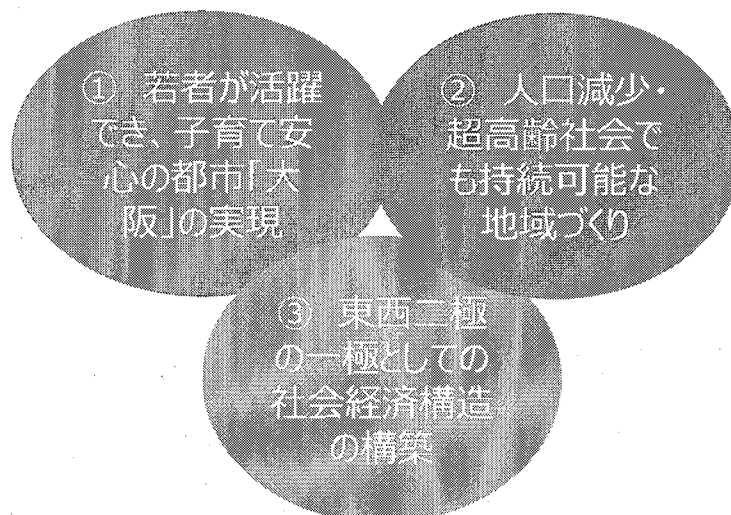
- 今後本格的に到来が予想される「人口減少・超高齢社会」においても、持続的発展を実現するために、次の基本的な視点のもとに取組みを進めていきます。
 - 出生率を向上させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていく。
 - 今後の人口減少・超高齢社会に的確に対応するため、若者・女性・高齢者・障がい者などすべての人が活躍できる効率的かつ効果的な社会システムを構築する。
 - 都市としての経済機能や魅力を高め、活気あふれる「大阪」を実現する。

25

4. 基本的な視点・取組みの方向性・人口の将来展望

■ 取組みの方向性

- 基本的な視点を踏まえ、以下の3つの柱で取組みを進めます。



- 具体的な方向性の内容については、大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略において、記載します。

26

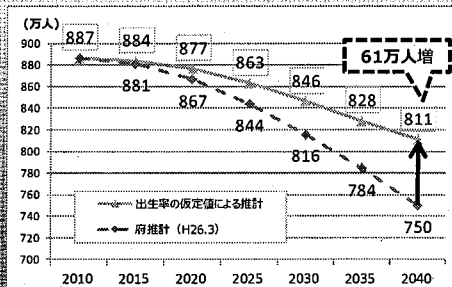
4. 基本的な視点・取組みの方向性・人口の将来展望

■ 人口の将来展望

○ 3つの柱で取り組みを進めることにより、以下の将来人口を展望します。

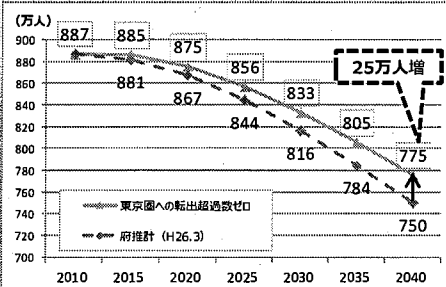
○ 若い世代の就労・出産・子育ての希望が実現したら

⇒ 出生率が、2020年に1.6程度、2030年に1.8程度、
2040年に2.07と想定



○ 東京圏への一極集中を是正したら

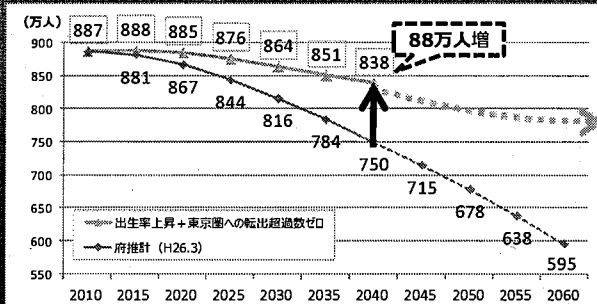
⇒ 東京圏への転出超過数がゼロになる



○ 産業集積や都市魅力の向上

昼間人口、インバウンドの増加による交流人口の増加が期待されます。

人口の増加に期待が寄せられ、
社会の発展が期待される。



持続可能な
社会の実現へ

27

4. 基本的な視点・取組みの方向性・人口の将来展望

○ 昼間人口・交流人口の将来に向けての展望などについても、記載する予定です。(検討中)

28

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略（骨子案）

～ まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざして ～

平成 27 年 6 月

大阪府

目 次

1. 基本方針	3
2. 創生総合戦略の方向性	7
Ⅰ) 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現	8
Ⅱ) 人口減少・超高齢社会においても持続可能な地域づくり	8
Ⅲ) 東西二極の一極としての社会経済構造の構築	9
3. 基本となる施策の柱立て	11
① 若い世代の就職・出産・子育ての希望を実現する環境整備	12
② 次代の「大阪」を担う人づくり	13
③ 誰もが健康でいきいきと活躍できるまちづくり	15
④ 安全・安心の地域づくり	17
⑤ 都市としての経済機能の強化	19
⑥ 定住魅力・都市魅力の強化	21
4. 活力ある地域創出 ～新しい「都市型ライフスタイル」の提唱～	23

1. 基本方針

3

1. 基本方針

(1) 大阪府人口ビジョンについて

- 大阪府は、今、人口問題の岐路に直面しています。
 - 国の『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』（平成26年12月）では、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））に基づき、日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少を続け、25年後の2040年には1億728万人、45年後の2060年には8,674万人と現在の3分の2になると見込んでいます。
 - 一方、大阪府では、2010年の887万人をピークに、減少に転換し、今後、自然減の幅の拡大が見込まれており、2040年には約137万人減の750万人となると予想されています。さらにこのままの状況で推移すると、2060年には600万人程度の水準となる可能性があります。2040年の人口水準は、高度経済成長期である1969年の743万人に相当する人口であり、1969年から2012年までの30年近くで増加した人口（137万人）が、その後の約30年間で同程度減少することを意味します。
 - また、高齢者人口が2010年からの30年間で約40%増えるなど、全国を大きく上回るスピードで高齢化が進み、数の面でも人口構成の面でも将来にわたって社会構造自体が大きく変化することが予想されます。
 - 高度経済成長期の急激な人口増加を背景に経済成長を遂げ、豊かさを実現してきた「大阪」は、まさに今、日本の大都市がかつて経験したことのない未曾有のペースで「人口減少・超高齢社会」に差し掛かっています。
 - このような中、大阪府における中長期の人口見通し等を取りまとめた『大阪府人口ビジョン』では、今後本格的に到来が予想される「人口減少・超高齢社会」においても、持続的発展を実現するために、
 - I 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現
 - II 人口減少・超高齢社会でも持続可能な地域づくり
 - III 東西二極の一極としての社会経済構造の構築の3つを取組みの方向性と位置付け、各種施策を推進することとしています。
- ※ 人口に関する現状認識や影響・将来見通し等については、『大阪府人口ビジョン』をご参照ください。

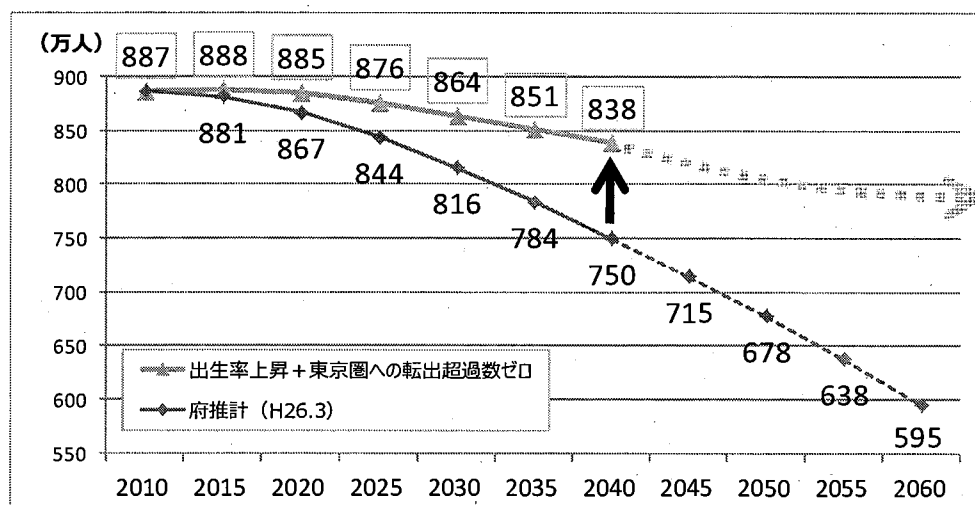
4

1. 基本方針

(将来展望)

- 『大阪府人口ビジョン』では、東京一極集中の是正や少子化の進展に歯止めをかけることなどにより、2040年における府の人口の将来展望を838万人程度まで回復することとしています。
- あわせて、大阪が有する都市としての経済機能・都市魅力等を強化することにより、昼間・交流人口の増加を図ることとしています。
- 『大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下、「総合戦略」という。）では、この『大阪府人口ビジョン』を踏まえ、当面の5年間でめざすべき政策・施策の方向性やその柱立てをとりまとめています。

● 総人口の推移（推計）



持続可能な
社会の実現へ

5

1. 基本方針

(2) 総合戦略の基本姿勢

- 人口減少・超高齢社会のもとで、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図るためには、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子・高齢化等が及ぼす影響や将来の課題を明らかにし、的確に対応する必要があります。
- すなわち、人口減少・超高齢社会の到来を、「変革のチャンス」と捉えて改革に取り組む（積極戦略）とともに、これらがもたらす「将来の備え」を着実に実行（調整戦略）することが重要です。
- これらの積極戦略と調整戦略にバランスよく取り組むことで、「持続的な発展」を実現します。

✓ 変革のチャンスと捉えて改革に取り組む、持続的な発展を実現（積極戦略）

✓ 人口減少・超高齢社会がもたらす将来の備えを着実に推進（調整戦略）

- また、今後、人口構造が大きく変化していくなかで、これらを実現するためには、行政の守備範囲、コスト負担の問題に向き合わなければなりません。広域自治体である府は、基礎自治体と分担・連携を図りながら、安全・安心の確保をはじめ、社会が持続するために不可欠な施策・サービスをしっかり担いつつ、府民や企業など民間との幅広い連携により、総合力で目標の実現を進めていくことが求められます。
- そのため、民間を施策展開における重要なパートナーとして、政策実現に向けた戦略的なタイアップなど幅広い分野で連携をめざします。大阪は歴史的に民主導で発展を遂げ、それが幅広い産業の集積となって経済的な厚みを形成しています。こうした強みを最大限活かしていくため、特区による規制改革の推進や産業の創出・振興、さらには都市インフラの充実など、幅広い施策をパッケージで展開することにより、経済の活性化、雇用の拡大など大阪全体の成長、ひいては日本経済の再生へとつなげていきます。
- なお、計画の策定にあたっては、目標（KPI）を設定します。毎年度、KPIの到達状況を確認・検証すること（PDCAサイクル）を通じて、各政策をブラッシュアップし、真に効果の高いものにしていきます。

(3) 計画期間

平成27年度から31年度までの5年間とします。（1章～3章）

6

2. 創生総合戦略の方向性

7

2. 創生総合戦略の方向性

- 大阪を取り巻く課題に的確に対応するとともに、基本姿勢で掲げた「積極戦略」（例：出産子育て環境の充実、産業の創出・振興等）と「調整戦略」（例：高齢者等がいきいきと暮らせるまちづくり、都市基盤の再構築等）の両面から取組みを進めるため、本総合戦略では『大阪府人口ビジョン』の3つの方向性のもと、①～⑥の6つを戦略の柱と位置付けます。

I) 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現

子育て世代が仕事と子育てを両立し、安心して子どもを産み育てるには、若い世代の経済的な自立と保育環境の量的・質的充実などの環境整備が重要です。

また、次代の「大阪」を担う、子どもたちへの適切な支援（学習面、生活面）を充実します。

- | |
|--|
| ① 若い世代の就職・出産・子育ての希望を実現する環境整備
② 次代の「大阪」を担う人づくり |
|--|

II) 人口減少・超高齢社会においても持続可能な地域づくり

今後、高齢化が進展する中では、日常的な健康づくりや健（検）診の受診など「予防」の機運を高め、府民の健康寿命を延伸するとともに、高齢者等が安心して生活できるよう、医療・介護体制の確保はもとより、地域コミュニティの減少や弱体化に伴う防犯力・防災力等の低下を防ぐための地域力の再生やソーシャルキャピタルの向上が必要です。

また、人口減少社会に応じた、最適な都市基盤の再構築や長寿命化を進めるとともに、災害対策や治安・交通安全対策など安全・安心なまちづくりをさらに推進します。

- | |
|--|
| ③ 誰もが健康でいきいきと活躍できるまちづくり
④ 安全・安心な地域づくり |
|--|

8

2. 創生総合戦略の方向性

Ⅲ) 東西二極の一極としての社会経済構造の構築

わが国第二の経済圏である大阪都市圏（大阪・京都・神戸等）は、首都圏とならぶ東西二極の一極として、西日本の拠点としての機能はもとより、関空・阪神港等の国際水準の圏内インフラを活かし、急速に成長するアジア新興国をはじめ世界から成長力をとりこみ、日本全体に波及させるゲートウェイ機能の発揮が期待されています。

また、特区の活用等による国際競争力の強化などにより経済機能を高めることで、産業を活性化させ、昼間人口を増やすとともに、都市魅力を強化することにより、内外の集客力の強化を図り、交流人口を増やします。また、住みやすい都市をめざし、定住魅力を高めることで、東京圏への人口流出に歯止めをかけていきます。

- ⑤ 都市としての経済機能の強化
- ⑥ 定住魅力・都市魅力の強化

「大阪の課題は日本の縮図」といわれるように、大阪府内においても、「都心部」への人口集中など、東京一極集中とよく似た状況が見受けられます。

国の「まち・ひと・しごと」創生総合戦略の『「しごと」と「ひと」の好循環は、それを支える「まち」の活性化によって、より強固に支えられる』という考え方は、大阪府内にもあてはまります。

本総合戦略では、第4章として、「活力ある地域創出」を実現するために、府内の圏域を「都心部」「周辺部」「郊外部」「山間部」に分け、圏域ごとの課題を明らかにしたうえで、府域内の人口対流を進めるための「都市型ライフスタイル」モデルを提唱することとしました。

3. 基本となる施策の柱立て

11

3. 基本となる施策の柱立て

① 若い世代の就職・出産・子育ての希望を実現する環境整備

若い世代の経済的安定や妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援により、結婚・出産・子育ての希望が実現できる環境を整備します。

■ 就業対策の強化、労働環境の整備

独身男女の約9割は結婚意志があり、希望する子どもの数も2人以上である一方、未婚率は上昇しており、晩婚化も相まって、夫婦の子ども数は長期的に減少傾向にあるなど、結婚・妊娠・出産・子育てを希望する人の願いが叶いにくい状況があります。この背景には、雇用の不安定さや所得が低いなどの原因があると指摘されています。

そのため、希望する人が就業でき、生活できるだけの所得を得て、安心して働き続けることができる労働環境の実現が求められます。

■ 出産・子育て環境の充実

子どもを希望する人の願いが叶わない原因の一つには、これまでの出産・子育て支援が十分ではないことがあげられます。そのため、国の「子ども・子育て支援新制度」のもと、出産・子育て環境の充実が求められます。

特に、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」を進める必要があります。

また、子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠・出産・育児ができるよう、男性の意識改革も含めて、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現することが重要です。

具体的な施策の例

■ 就業対策の強化、労働環境の整備

- ・若者の就業、定着支援
- ・女性の就業、定着及び社会進出支援
- ・産業振興と一体となった人材育成
- ・働きやすい労働環境の整備 など

■ 出産・子育て環境の充実

- ・子ども・子育て支援新制度の推進
- ・安心して出産できる環境の整備
- ・テレワークの実現
- ・男性の意識改革、ワークライフバランスの実現 など

KPI（案）：若者・女性の就業率

12

3. 基本となる施策の柱立て

② 次代の「大阪」を担う人づくり

虐待や貧困の連鎖、学力・健康問題など、大阪が抱える負の連鎖や課題を解消するとともに、未来の大阪を担う人づくりを進めます。

■ 次代を担う人づくり

人口減少・超高齢社会を迎える中、大阪がアジアの諸都市との熾烈なグローバル競争などに勝ち抜き、持続的に活力を保つためには、ハイエンド人材の育成や大阪の成長を支える基盤となる人づくりが求められます。

大阪で育つ子どもたちが、自らの力で社会を生き抜き、自らを律しながら社会を支え、粘り強く果敢にチャレンジできるよう、しっかりとした学力と、豊かでたくましい人間性をはぐむことが大切であり、「教育」という未来への投資が必要です。

大阪には「知の拠点」である大学や職業教育機関などが数多く集積しています。その特性を活かしつつ、クリエイティビティを発揮しイノベーションに結び付けたり、国際的視野を持って世界で活躍することができる人材や、現場において実業を担う人材を育成するとともに、こうした人材が活躍する場を提供することも必要です。

■ 子どもをめぐる課題への対応

大阪は、全国平均より高い失業率など雇用環境が厳しく、収入300万円未満の世帯が約4割を占めるなど、低所得の世帯割合が高い状況にあります。これらの状況が子どもの成育環境に影響を及ぼしていると考えられます。

子どもに関しては、全国学力調査結果において、全国平均を下回っており、不登校を含めた長期欠席者数は多い状況が続いています。

また、少年の刑法犯検挙・補導者数や児童虐待相談対応件数も全国に比較して厳しい状況にあります。

体力・運動能力においても、全国調査で平均よりも低い状況にあることから、体力の向上等に取り組む必要があります。また、子どものころから、将来にわたって健康を維持するために必要な知識を身につけることも重要です。

大阪がこうした状況にある背景の一つには、子どもたちの生活習慣の乱れが指摘されています。学校だけでなく、家庭・地域が一体となった取組みが求められます。

13

3. 基本となる施策の柱立て

具体的な施策の例

■ 次代を担う人づくり

- ・キャリア教育、アントレプレナー教育
- ・学力向上方策
- ・グローバル人材の育成
- ・プロフェッショナル人材の育成
- ・ICT環境の充実 など

■ 子どもをめぐる課題への対応

- ・児童虐待・DV対策
- ・生活困窮者対策
- ・高校中退・不登校の若者の自立支援 など

3. 基本となる施策の柱立て

③ 誰もが健康でいきいきと活躍できるまちづくり

現在進行している人口減少・超高齢社会においても、あらゆる人が健康でいきいきと活躍できる社会の実現をめざします。

■ 健康寿命の延伸

今後、高齢化が進展する中で、医療費の適正化や介護費負担の軽減を図るとともに、高齢者が社会の担い手として元気に活躍する社会を実現していくためには、病気になってから対処するのではなく、日常的な健康づくりや健（検）診の受診など、「予防」の機運を高め、府民の健康寿命を延伸することが必要です。

■ 高齢者等がいきいきと暮らせるまちづくり

高齢化が急速に進展する中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護サービスをはじめ、必要なサービスを必要な時に受けることができる体制を構築するとともに、地域コミュニティの再構築や高齢者等にやさしい基盤整備を図るなど、府民がいきいきと暮らせるまちづくりが必要です。

そのため、医療・介護体制の確保、連携の強化はもとより、生活支援サービスや地域社会による見守りの拡充、認知症の人への支援、超高齢社会の課題を解決し地域の活性化と民間投資の呼び込みをめざす「スマートエイジング・シティ」の具体化などが求められます。

■ あらゆる人が活躍できる「全員参画社会」の実現

若者・女性・高齢者・障がい者など、あらゆる人が活躍できる「全員参画社会」の実現に向け、個々の適性や能力に応じたきめ細やかな就業や就学支援策などが求められます。

15

3. 基本となる施策の柱立て

具体的な施策の例

■ 健康寿命の延伸

- ・府民の健康づくりに対する意識高揚・実践促進
- ・壮年期からの生活習慣病の早期発見・早期治療
- ・介護予防の強化 など

■ 高齢者等がいきいきと暮らせるまちづくり

- ・医療・介護の連携等による、地域包括ケアシステムの構築
- ・スマートエイジング・シティの具体化
- ・認知症対策の推進 など

■ あらゆる人が活躍できる「全員参画社会」の実現

- ・若者の就学、就業、定着支援
- ・女性の就業、定着支援
- ・障がい者の就業、定着支援
- ・高齢者の就業、定着支援 など

KPI（案）： 特定健診受診率、社会参加している高齢者の割合

16

3. 基本となる施策の柱立て

④ 安全・安心な地域づくり

防災・治安の確保に向けて地域力の強化を図るとともに、公共施設等の利活用・長寿命化などを通じて、人口減少社会においても安全・安心で快適な都市基盤整備の最適化を実現します。

■ 安全・安心の確保

地域の高齢化が進む一方で、地震・津波・風水害などの様々な災害に対するソフト・ハード両面にわたる対応が課題となっています。自然災害から人々の生命・財産を守るため、計画的な防災対策等を進めるとともに、地域コミュニティに貢献する自主防災組織や消防団等の充実強化、ICTの利活用の推進などにより、地域の住民が地域防災の担い手となる環境整備の充実を図る必要があります。また、防潮堤の強化や密集市街地の解消といった南海トラフ巨大地震対策等についても、着実に実施することが求められています。

府民の安全・安心の確保には治安・防犯の視点も欠かせません。ひったくり、路上強盗などの街頭犯罪や女性や子どもに対する性犯罪は依然として高水準で推移しています。これらの犯罪等に対する地域ぐるみでの防犯環境の充実が重要です。

■ 都市基盤の再構築

大阪府では、高度経済成長期以降に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、府民の安全・安心を確保しつつ、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させるなど、新たなライフスタイルに適合していく必要があります。そのためには、戦略的なファシリティマネジメントを進め、公共施設の利活用・長寿命化を図ることが重要です。その際には、自然環境・生活環境への配慮も求められます。

■ 多様な担い手の育成

人口構造をはじめ社会環境が大きく変化していく中、NPO・民間など多様な担い手との幅広い連携・ネットワークにより、社会全体を支えていくことが重要です。特に、近年、企業価値の向上という観点から、社会貢献活動に対するニーズの高まりを受け、民間企業等とのWIN-WINの関係による社会課題の解決に向けた取組みが進んでおり、これらを一層充実・強化する必要があります。

17

3. 基本となる施策の柱立て

具体的な施策の例

■ 安全・安心の確保

- ・自主防災組織、消防団等による府民の地域防災力強化
- ・防潮堤等の地震津波対策、治水対策
- ・交通安全対策
- ・老朽化した空き家対策
- ・地域防犯力の強化 など

■ 都市基盤の再構築

- ・インフラや公共施設等の利活用・機能向上・長寿命化（PFI含む）
- ・ニュータウン、開発団地、公的賃貸住宅団地の再生
- ・エネルギー地産地消の推進
- ・温暖化対策（「緩和策」「適応策」）の推進 など

■ 多様な担い手の育成

- ・公民連携や「新たな公」の活動促進 など

18

3. 基本となる施策の柱立て

⑤ 都市としての経済機能の強化

東京圏への経済機能の流出に歯止めをかけるとともに、東西二極の一極としての経済中枢機能、世界との交流窓口となる中継都市機能を強化します。

■ 産業の創出・振興

わが国第二の経済圏である大阪都市圏において、ライフサイエンス・新エネルギー分野など大阪が有する特色や強みを活かしてイノベーションの創出を促進するとともに、市町村、経済団体、金融機関等とのネットワークの強化、東京圏からプロフェッショナル人材の還流の推進などにより、効果的に産業の創出・振興を進め、東西二極の一極としての経済中枢機能を担います。

その環境整備の一環として、PMDA関西支部の機能強化や、関西特許庁（仮称）の誘致を進めます。

また、起業や第二創業等の促進や企業のグローバル展開等を促進するとともに、革新的な都市型サービス産業の振興や少子・高齢化に伴う地域課題の解決等にも資するビジネスモデルを創出します。

■ 企業立地の促進

東京圏への経済機能の流出（企業流出）に歯止めをかけ、大阪への企業立地を促進します。

■ 活力ある農林水産業の実現

「大阪産」をはじめとする農林水産物のブランド化や新規参入機会の拡大、新たな担い手の育成等を進め、大都市の強みを活かした農林水産業の活力向上に取り組みます。

■ インフラの充実・強化

24時間運用可能な関西国際空港や、国際コンテナ機能が整っている阪神港を有する大阪においては、産業振興や企業誘致を一層推進する観点からも、国際水準の臨内インフラを活かし、ゲートウェイ機能を発揮することが求められています。また、併せてリニア・北陸新幹線や新名神などの広域交通インフラ整備や、これらの整備効果を最大限発現できるよう府域の交通機能を強化することも重要です。

また、地震等有事の際に、その被害を最小化し、企業等が速やかに事業継続できるための防災・減災対策や、首都圏のバックアップ機能を発揮できる環境整備も必要です。

19

3. 基本となる施策の柱立て

具体的な施策の例

■ 産業の創出・振興

- ・成長産業・イノベーションの創出
- ・創業支援、地域産業等の振興
- ・製品・サービスの高付加価値化
- ・成長をけん引する人材（プロフェッショナル人材等）の育成・確保
- ・国家戦略特区等の推進 など

■ 企業立地の促進

- ・府内への企業の立地促進、府内企業の再投資の促進
- ・企業の地方拠点強化税制の活用【調整中】 など

■ 活力ある農林水産業の実現

- ・企業等参入拡大支援
- ・農林水産業の6次産業化と販路拡大
- ・次世代の担い手育成、一次産業を通じた地域雇用の創出 など

■ インフラの充実・強化

- ・対内投資促進による国際競争力強化
- ・関空・阪神港の機能強化
- ・リニア・北陸新幹線、新名神など広域交通インフラの整備
- ・うめきた2期の推進 など

3. 基本となる施策の柱立て

⑥ 定住魅力・都市魅力の強化

大阪の住みやすさの向上・発信により定住魅力を強化するとともに、内外からの集客を促進する都市魅力の創出を図ります。

■ 定住魅力の強化

森記念財団の「2013世界の都市総合ランキング」において、大阪は居住部門については、アジア1位（世界15位）と高評価ですが、文化・交流部門ではアジア8位（世界31位）と文化・歴史など大阪が有する魅力を十分に活かしていない可能性があります。

また、大阪には創意工夫のまち、人情にあふれるまちという評価もあり、これら大阪の魅力をさらに磨きをかけつつ、内外に発信していくことが重要です。

さらに、大都市としては、比較的職住近接し、通勤時間が短いことや、衣食住の物価が安いといった利点を活かし、子育て世代が住みやすいまちづくりを進めることにより、独自の「都市格」を形成することも重要です。

大阪のあらゆる地域において、それぞれの持つ価値や個性を磨き、定住魅力を向上させていくことが求められます。特に、近年、増加傾向にある空き家についても、まちづくりの有効な資源と捉えて活用することが重要です。

これら大阪という都市の定住魅力を高めることにより、東京圏への流出を防ぎ、東京圏から人を呼び込む流れ（＝人口対流）をめざします。

■ 都市魅力の創出・発信

大阪を特徴づける歴史的なまちなみや自然、地域の伝統や祭り、行事など多彩な魅力資源を人々のシビックプライドにつなげるとともに、規制緩和による公共空間の活用促進など、文化・芸術・スポーツ活動が積極的に展開される環境を整えることで、国内外からの集客を促進しにぎわいと交流人口の拡大を図ります。

とりわけ、外国人観光客等の受け入れ環境の整備や国際エンターテインメント都市として世界に通用する都市魅力を創出し、インバウンドの強化を図ります。

併せて、知の拠点である大学など都市の魅力を高める施設等の誘致を進めることで、世界で存在感を発揮する都市「大阪」のまちづくりを創出します。

また、みどりを充実することにより、国際都市にふさわしい景観の形成、府民へのやすらぎ・憩い空間の提供します。

こうした都市魅力の創出・発信を通じて、大阪のイメージアップを図ります。

21

3. 基本となる施策の柱立て

具体的な施策の例

■ 定住魅力の強化

- ・若年者等の地元就職促進
- ・子育て世代等が住みよいまちづくり
- ・空き家の利活用、中古住宅市場の活性化
- ・地域公共交通の活性化
- ・再開発事業や土地地区画整理事業等
- ・ニュータウン、開発団地、公的賃貸住宅団地の再生 など

■ 都市魅力の創出・発信

- ・外国人観光客の集客促進と受け入れ環境の整備等
- ・歴史・文化・芸術・スポーツ・景観形成等を活かした集客促進
- ・既存の魅力資源の整備・活用によるツーリズムの創出
- ・都心部における圧倒的なみどりづくり など

4. 活力ある地域創出

～新しい「都市型ライフスタイル」の提唱～

23

4. 活力ある地域創出

(1) 東京圏への流出超過の解消

- 大阪府は少なくとも50年以上にわたり、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県）への人口流出が続いてきました。特に近年、東京圏への人口流出が増加傾向にあります。
- 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月）では、「地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いており、過密で出生率が極めて低い東京圏への流出が、日本全体としての少子化・人口減少につながっている」として、「東京一極集中」の是正を掲げています。
- このような流れの中、大阪府においても、特に東京圏への人口流出超過に歯止めをかける施策が重要となっています。そこで、この章では、大阪と東京の徹底比較を行ったうえで、有効な方策を示すとともに、企業や大学の府内への移転に向けたイメージを掲載します。

● 大阪から東京圏への流出超過数（人）

年	2010	2011	2012	2013	2014
東京都	5,605	2,610	4,296	6,249	7,419
埼玉県	567	▲31	▲31	447	522
千葉県	1,424	36	▲424	754	1,215
神奈川県	1,685	1,509	1,069	1,232	1,749
合 計	9,281	4,124	4,910	8,682	10,905

※ 出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

※ 流出超過数 = 転出者 - 転入者

24

4. 活力ある地域創出

- データでみる 大阪 VS 東京 徹底比較
- 大阪の東京圏に対する優位性
- 東京圏から大阪への人口対流 -新しい「都市型ライフスタイル」-

- 「生活」「経済」「都市」などのテーマごとに東京圏と大阪の比較を行い、大阪の「強み」と「弱み」を分析。
- 分析に基づき、東京圏から大阪への「人口対流」を手例とともに提案。

25

4. 活力ある地域創出

(2) 地域類型別課題への対応

大阪は、経済産業機能の集積、交通利便性の高さなど、都市魅力はもちろんのこと、歴史ある街並みや豊かな緑など、個性あふれる魅力的な地域資源を有しています。一方、人口減少・超高齢社会が進展するなかで、インナーエリアにみられる都市機能の低下や、住環境の悪化、中山間地域における過疎化の問題など、それぞれ特有の地域課題を抱えています。

こうした課題に的確に対応し、府域全体として活力ある地域創出をめざした取組みを進めていくことが求められています。

	メリット	デメリット
都心部	・交通利便性が高い ・飲食店が多い ・大学や基幹病院が集積 ・美術館など文化施設が集積 ・流行をいち早く体感できる	・スーパーなどが少ない ・保育施設が不足している ・危険箇所が多い ・緑が少ない
周辺部	・電車をすると都心まで数十分 ・スーパーなどの商業施設が充実している ・保育施設が比較的充実している	・密集市街地などが多く存在する
郊外部	・郊外型の大型店舗が存在する ・危険箇所が少ない ・遊ぶ場所やスポーツできる場所が充実 ・家庭菜園ができる	・電車での移動に時間がかかる ・移動に車が必要 ・大規模団地などに空き家が数多く存在する
山間部	・ハイキングなどに便利 ・緑が多く、のんびり、ゆったりできる	・交通利便性が低い ・基幹病院等まで遠い ・移動に車が不可欠

イメージ

- 「都心部」「周辺部」「郊外部」「山間部」ごとに、どのような「強み」があり、それをいかに伸ばすべきかを整理し、提示。(メニュー方式)

26

平成 27 年 7 月 3 日

各所属総務（企画）担当課長様

政策企画室企画部政策調査担当課長

地方版総合戦略策定に向けた資料作成について（依頼）

昨年、「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、その中で、市町村は、国及び都道府県の総合戦略を勘案して、総合戦略を定めるよう努めなければならないとされ、平成 31 年度までの 5 か年で取り組む基本的な方向と具体的な施策を示す「地方版総合戦略」を策定することが求められているところです。

また、国において昨年末に決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少を克服し地方創生を成し遂げるためには、「東京一極集中」を是正し、若い世代の就労、結婚、出産、子育ての希望を実現することに加え、当面の人口減に対応するために地域の特性に即して地域課題を解決するといった視点に基づき、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが必要とされています。

このため、本市においても、まち・ひと・しごと創生の具体的な方策を取りまとめ、地方版総合戦略を策定してまいります。

所属におかれましては、下記により地方版総合戦略策定に向けた資料を作成いただきますようお願いいたします。

記

1 作成資料の概要及び作成方法等について

別紙のとおり

2 提出期限及び提出先

提出期限：平成 27 年 7 月 21 日（火）

提出先：政策企画室企画部政策調査担当 aa0011@city.osaka.lg.jp（組織アドレス）

*メール件名を「総合戦略 回答 [所属名]」として下さい。

*各資料の様式変更や PDF 化はしないで下さい。

*上記作成資料に加え、平成 27 年度事務事業概要の提出もお願いいたします（紙ベースの場合は 3 部提出願います。）。

*該当なしの場合は「該当なし」の旨、メールにて連絡願います。

3 問合せ先

政策企画室 企画部 政策調査担当課長 岡本 6208-9714、高田 6208-9718

担当課長代理 富川 6208-9708

担当係長 横谷 6208-9708

*所属別担当の詳細は後記

作成資料の概要について

今回作成していただく資料は4種類あります。

※別添「資料の作成方法等」に基づき、必要事項を具体的かつ簡潔に記載して下さい。

資料1〔課題抽出リスト〕 *所属として認識している重点的に取り組むべき課題のリスト

資料2〔具体的な施策リスト〕 *〔課題抽出リスト〕(資料1)の課題ごとに属している具体的な施策のリスト

資料3〔予算事業リスト〕 *具体的な施策に含まれている予算事業の総覧リスト

資料4〔政府関係機関等の市内誘致に係る調査〕

1 資料作成の目的

- ・今回作成する資料は、今年度中に策定する地方版総合戦略の策定を進めていく際の基礎資料となるとともに、平成28年度から本格実施される、国の新型交付金の充当予定事業の調査も兼ねています。
- ・今後、平成28年度予算編成状況なども踏まえ、内容修正等を行っていただくことも予定しています。

資料1〔課題抽出リスト〕 客観的なデータに基づいた現状・要因分析を行い、所属として認識している重点的に取り組むべき課題や解決に向けた方向性を把握するものです。

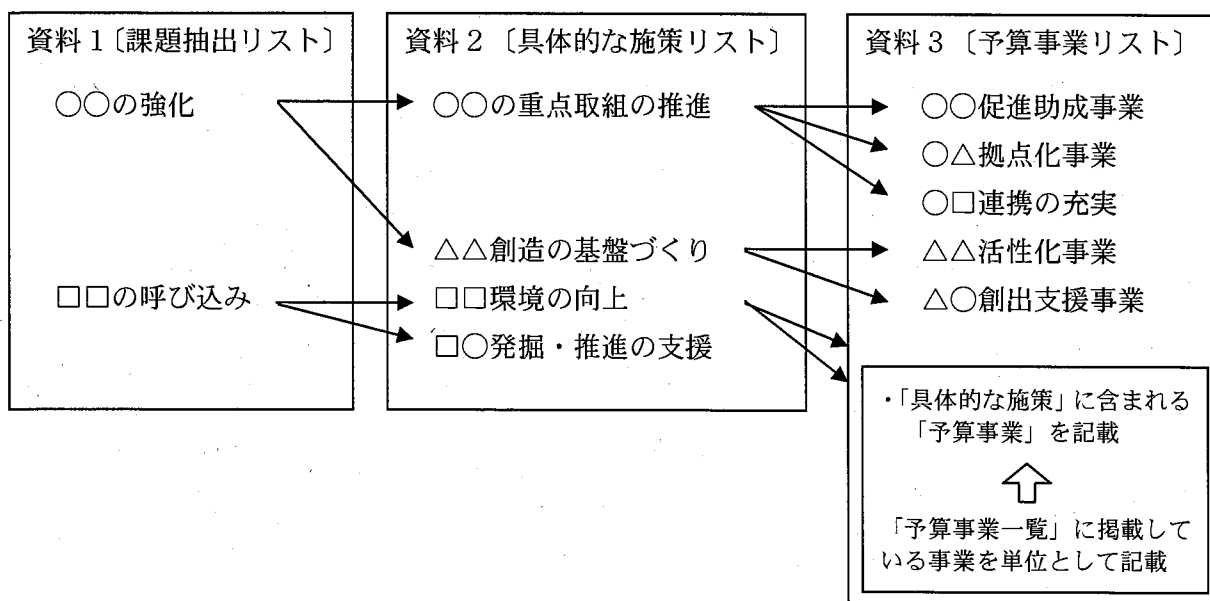
資料2〔具体的な施策リスト〕 具体的な施策の内容、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標(KPI(Key Performance Indicator))、含まれる予算事業などを把握するものです。

資料3〔予算事業リスト〕 具体的な施策に含まれている予算事業などを把握するものです。

資料4〔政府関係機関等の市内誘致に係る調査〕 地方創生に資すると考えられる政府関係機関等の市内誘致について各所属のお考えや調整状況等を把握するものです。

(参考)

※資料1〔課題抽出リスト〕、資料2〔具体的な施策リスト〕、資料3〔予算事業リスト〕の関係



2 具体的な施策等のリストアップについて

- ・今後策定していく本市の地方版総合戦略では、地方創生に係る様々な課題を踏まえ、市全体の施策・事業の中から、国や府の総合戦略の内容も勘案して抽出・整理を行い、掲載していく予定です。そのため、今回の照会では、ハード事業や、事業費を伴わない事業なども含めて各局の施策・事業につき、幅広くリストアップしていただくものとします。
- ・国において平成 28 年から本格実施される新型交付金を本市の施策に充当していくためには、地方版総合戦略への記載が必須となりますので、交付金の充当を予定、検討されている施策については、今回の資料作成において必ずリストアップ願います。
- ・新型交付金の交付を受けるためには、地方版総合戦略での記載が必須とされていますが、現時点で地方版総合戦略に記載された施策と新型交付金の対象となる施策の関係について詳細は決定しておりません。また、国によると、「総合戦略に記載があれば必ず新型交付金の対象となるわけではなく」、また、「総合戦略に記載した事業をすべて新型交付金でやらなければならないわけでもない」とされておりますのでご留意願います。

3 KPI の設定について

- ・KPI は、原則として実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定するものとされていますが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定しても差し支えないものとされています。
- ・本資料作成の段階で適切なKPIを設定することができない場合は、未定のままで結構です（地方版総合戦略の策定過程で設定していただくことになります。）。
- ・具体的な施策、KPI（重要業績評価指標）については、別添資料（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」の「地方版総合戦略において記載する事項の参考例」）等を参考に設定して下さい。

【資料の提出について】

- ・元のファイル形式で提出して下さい。特にPDF化はしないで下さい。
- ・統合処理などを行いますので、様式変更はしないで下さい。文章量が多い場合などは「高さ」を広げて下さい。新たなセル・行の挿入や、特にセル結合はしないで下さい。
- ・提出はそれぞれ資料ごとに所属で1つのファイルとして下さい。ただし、資料2から資料4までは、データ件数が多い場合には、部や担当ごとに分割していただいても結構です。

担当者

担当所属	担当者
人事室、経済戦略局、中央卸売市場、総務局、財政局、契約管財局、会計室、行政委員会事務局、市会事務局	政策調査担当課長 岡本 6208-9714 担当係長 田中 6208-9724
区役所、市政改革室、こども青少年局、環境局、消防局、教育委員会事務局	政策調査担当課長 高田 6208-9718 課長代理 富川 6208-9709 担当係長 横谷 6208-9708
福祉局、健康局	政策調査担当課長 高田 6208-9718 課長代理 富川 6208-9709 担当係長 緒方 6208-9723
市民局	政策調査担当課長 高田 6208-9718 課長代理 富川 6208-9709 担当係長 田中 6208-9724
危機管理室、都市計画局、都市整備局、建設局、港湾局、交通局、水道局	政策調整担当課長 野口 6208-9713 担当係長 白田 6208-9723

資料の作成方法等

資料1〔課題抽出リスト〕 *所属として認識している重点的に取り組むべき課題のリスト

- (1) 課題 No.
 - ・課題ごとに番号を数値で付して下さい。
- (2) 所属として認識している重点的に取り組むべき課題
 - ・60 文字以内で記入して下さい。
- (3) 現状・要因分析、課題及び解決に向けた方向性
 - ・客観的なデータに基づいた「現状・要因分析」と、「課題及び解決に向けた方向性」をそれぞれ具体的かつ簡潔に記入して下さい。
 - ・文中には機種依存文字（km、m²、m³など）は使わないで下さい。

資料2〔具体的な施策リスト〕 *〔課題抽出リスト〕の課題ごとに属している具体的な施策のリスト

- (1) 施策 No.
 - ・施策ごとに番号を数値で付して下さい。
- (2) 施策名
 - ・60 文字以内で記入して下さい。
- (3) 施策の概要
 - ・具体的かつ簡潔に記入して下さい。
 - ・文中には機種依存文字（km、m²、m³など）は使わないで下さい。
- (4) 課題 No.
 - ・資料1〔課題抽出リスト〕で記載したどの「課題」に含まれるか、「課題 No.」の番号（数字）を記入して下さい。
 - ・複数の「課題 No.」に該当する場合は、関連性の強いものを、左から順に、「、」で区切って記入して下さい。
- (5) 施策の分類（国）
 - ・国の総合戦略において示されている、以下の施策の分類から該当するものを選択し、記号（①～④）を記入して下さい（必ず一つ選択して下さい。複数選択可。）。
 - ・複数を選択する場合は、関連性の強いものを、左から順に記号を記入して下さい。

施策の分類（国）	記号
雇用	①
地方へのひとの流れ	②
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	③
時代にあったまちづくり	④

(6) 施策の分類（府）

- ・大阪府の総合戦略において示すことが検討されている、以下の施策の分類から該当するものを選択し、記号（①～⑥）を記入して下さい（必ず一つ選択して下さい。複数選択可。）。
- ・複数を選択する場合は、関連性の強いものを左から順に記号を記入して下さい。

施策の分類（府）	記号
若い世代の就職・出産・子育ての希望を実現する環境整備	①
次代の「大阪」を担う人づくり	②
誰もが健康でいきいきと活躍できるまちづくり	③
安全・安心な地域づくり	④
都市としての経済機能の強化	⑤
定住魅力・都市魅力の強化	⑥

(7) K P I（重要業績評価指標）

- ・K P I、設定の理由と考え方につき、それぞれ具体的かつ簡潔に記入して下さい。
- （K P I（Key Performance Indicator）：施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標）
- ・文中には機種依存文字（km、m²、m³など）は使わないで下さい。

(8) 含まれる「予算事業」

- ・「具体的な施策」に含まれる「予算事業」の名称を記入して下さい。
- （資料3〔予算事業リスト〕に記載する「事業名」と必ず一致させて下さい。）
- ・複数の事業が該当する場合は、事業ごとに改行して記入して下さい。
- ・平成28年度からの新規事業を記載する場合は、事業名のあとに（新規）と記入して下さい。
- （例：〇〇連携の充実（新規））
- ・事業費を伴わない事業（「平成27年度の予算事業一覧」で掲載されていない事業）については、事業名のあとに（予算なし）と記入して下さい。
- （例：〇〇研修事業（予算なし））

資料3〔予算事業リスト〕 *具体的な施策に含まれている予算事業の総覧リスト

(1) 事業 No.

- ・予算事業ごとに番号を数値で付して下さい。

(2) 事業名

- ・平成27年度の予算事業一覧の「事業名」を記入して下さい（名称は必ず一致させて下さい。）。
- ・事業費を伴わない事業（「平成27年度の予算事業一覧」で掲載されていない事業）は、事業名を付して下さい（機種依存文字（km、m²、m³など）は使わず、60文字以内で記入して下さい。）。

(3) 施策 No.

- ・資料2〔具体的な施策リスト〕で記載したどの施策に含まれるか、「施策 No.」の番号（数字）を記入して下さい。
- ・複数の施策に該当する場合は、関連性の強いものを、左から順に、「、」で区切って記入して下さい。

(4) 事業開始年度

- ・その事務事業を開始した年度を記入して下さい。(例：S63、H21 など（半角英数で）)
- ・事業開始年度が不明の場合は、欄を空白にしないでいただいても構いません。

(5) 終了予定年度

- ・事務事業が終了（予定）する年度を記入して下さい。(例：H31 など（半角英数で）)
- ・終了（予定）年度が無い場合は、欄を空白にしておいて下さい。

(6) 事業の通し番号

- ・平成 27 年度の予算事業一覧（平成 27 年度当初予算（平成 27 年 3 月 13 日修正議決））での「事業の通し番号」を記入して下さい。
- ・特別会計に属する事業は、番号の前に、次の表の略称を併せて記入して下さい。
(例：港営事業会計の「事業の通し番号」が「1」の場合 → 「港営1」)

会計名	略称
食肉市場事業会計	食肉
市街地再開発事業会計	市街地
駐車場事業会計	駐車場
土地先行取得事業会計	土地先行
母子寡婦福祉貸付資金会計	母子
国民健康保険事業会計	国保
心身障害者扶養共済事業会計	身障
介護保険事業会計	介護

会計名	略称
後期高齢者医療事業会計	後期高齢
中央卸売市場事業会計	市場
港営事業会計	港営
下水道事業会計	下水
自動車運送事業会計	自動車
高速鉄道事業会計	高速
水道事業会計	水道
工業用水道事業会計	工水

- ・平成 28 年度からの新規事業を記載する場合は「新規」と記入して下さい。
- ・事業費を伴わない事業（「平成 27 年度の予算事業一覧」で掲載されていない事業）については、「なし」と記入して下さい。

(7) 平成 27 年度予算額、うち所要一般財源

- ・「平成 27 年度の予算事業一覧」（平成 27 年度当初予算（平成 27 年 3 月 13 日修正議決））の金額（単位：千円）を記入して下さい。
- ・事業費を伴わない事業（「平成 27 年度の予算事業一覧」で掲載されていない事業）については、平成 27 年度予算額、うち所要一般財源のそれぞれの欄に「0」と記入して下さい。

(8) 担当課

- ・事業を所管している担当課（または担当名）を記入して下さい。

資料 4 「政府関係機関等の市内誘致に係る調査」

(1) 誘致を希望する政府関係機関等の名称

- ・現在、道府県及び府県域を越える広域連合に対し、政府関係機関の地方移転について 8 月末を期限として提案募集がなされているところです。なお、大阪市内に提案資格はありません。
- ・提案募集の対象は、東京都に所在する政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む）及び研究機関・研修所等（以下、「政府関係機関」という。）とされています。
- ・この調査では、政府関係機関以外の機関（例：研究教育機関、国際機関等）も対象とします。

(2) 誘致の内容（予定地、規模、移転時期）

- ・ (1) の政府関係機関等につき、全部又は一部の移転の別、予定地、規模（庁舎等の施設の概要（階建、延床面積、従事職員数）、職員の居住環境確保の内容など）、移転時期、移転経費、移転後のランニング費用などの施設の概要について、可能な範囲で記入して下さい。

(3) 誘致により期待や見込まれる効果

- ・ 誘致によって期待できる効果や、見込まれるメリットについて、可能な範囲で記入してください。

【ポイント（例）】

- ・ 現状の一定の強みをさらに強化する。
- ・ 総合戦略の目標達成にあたって、誘致する機関の業務・機能とが密接に関連している。

(4) 調整等を行っている関係機関（府等）との調整状況

- ・ 政府関係機関等の市内誘致につき、現に提案等（現に道府県等からの関係市町村の意見の照会状況ある場合や、打診のレベルも含みます。）の調整状況について記入して下さい。

(5) 上記調整先の機関（府等）の名称・連絡先等

- ・ 「(3) 調整等を行っている関係機関（府等）との調整状況」の欄で実際やりとりを行っている、機関（府等）の名称、担当部署、及び担当者・連絡先をそれぞれ記入して下さい。

(6) 担当課、担当者・連絡先

- ・ 調整等につき、市の窓口となっている担当課及び担当者・連絡先を記入して下さい。

資料1〔課題抽出リスト〕

所属名: _____

課題 No.	所属として認識している 重点的に取り組むべき課題 【60字以内】	現状・要因分析、課題及び解決に向けた方向性
1		【現状・要因分析】 【課題及び解決に向けた方向性】
2		【現状・要因分析】 【課題及び解決に向けた方向性】
3		【現状・要因分析】 【課題及び解決に向けた方向性】
4		【現状・要因分析】 【課題及び解決に向けた方向性】

資料2[具体的な施策リスト]

所属名: _____

施策 No.	施策名 (具体的な施策) 【60字以内】	施策の概要	課題 No.	施策の 分類 (国)	施策の 分類 (府)	重要業績評価指標 (KPI)	「予算事業」
1						【KPI】 【設定の理由・考え方】	
2						【KPI】 【設定の理由・考え方】	
3						【KPI】 【設定の理由・考え方】	
4						【KPI】 【設定の理由・考え方】	

資料3〔予算事業リスト〕

所属名: _____

事業 No.	事業名 平成27年度予算事業一覧の 「事業名」と一致させてください。	施策No.	事業 開始 年度	終了 予定 年度	平成27年度 予算事業一覧での 「事業の通し番号」	平成27年度予算額 (単位:千円)		担当課
							うち所要一般財源 (単位:千円)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								

資料4〔政府関係機関等の市内誘致に係る調査〕

所属名： _____

誘致を希望する政府関係機関等の名称		
誘致の内容 (予定地、規模、移転時期)		
誘致により期待や見込まれる効果		
調整等を行っている関係機関(府等)との調整状況		
上記調整先の機関(府等)の名称・連絡先等	機関(府等)の名称	
	担当部署	
	担当者・連絡先	
担当課		
担当者・連絡先		

資料1〔課題抽出リスト〕

所属名:

※記入にあたっての参考です。

課題 No.	所属として認識している 重点的に取り組むべき課題 〔60字以内〕	現状・要因分析、課題及び解決に向けた方向性
1	参考資料1(人口ビジョン・地方版総合戦略の策定にあたっての参考資料)、 参考資料3(大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案))の記載を参考にしてください。	【現状・要因分析】 【課題及び解決に向けた方向性】 参考資料3(大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案))の「3. 基本となる施策の柱立て」の記載を参考にしてください。 例) ■就業対策の強化・労働環境の整備 独身男女の約9割は結婚意志があり、希望する子どもの数も2人以上である一方、未婚率は上昇しており、晩婚化も相まって、夫婦の子ども数は長期的に減少傾向にあるなど、結婚・妊娠・出産・子育てを希望する人の願いが叶いにくい状況があります。この背景には、雇用の不安定さや所得が低いなどの原因があると指摘されています。 そのため、希望する人が就業でき、生活できるだけの所得を得て、安心して働き続けることができる労働環境の実現が求められます。 また、各所属の運営方針の【様式2】での記載をアレンジするなどして記載してください。 【現状・要因分析】 ⇒運営方針の【様式2】の「計画」欄の ・現状(課題設定の根拠となる現状・データ) ・要因分析(現状・データから導かれる分析結果) 【課題及び解決に向けた方向性】 ⇒運営方針の【様式2】の「計画」欄の ・課題 ・めざすべき方向性 併せて、参考資料1(人口ビジョン・地方版総合戦略の策定にあたっての参考資料)「地方版総合戦略において記載する事項の参考例」の「(2)講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】」も参考にしてください。 例) ○若者が希望通りに結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る ○子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目ない支援を行う。 ○サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図る ○育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る

資料2[具体的な施策リスト]

※記入にあたっての参考です。

所属名: _____

施策 No.	施策名 (具体的な施策) 【60字以内】	施策の概要	課題 No.	施策の 分類 (国)	施策の 分類 (府)	重要業績評価指標 (KPI)	「予算事業」
1		参考資料1(人口ビジョン・地方版総合戦略の策定にあたっての参考資料)8～15ページ 「地方版総合戦略において記載する事項の参考例」の「(3)具体的な施策・重要業績評価指標【参考例】」を参考に記入してください。					
		施策の概要は 具体的に記載願います。				【KPI】	

地方版総合戦略 所属担当者

担当所属	担当者
人事室、経済戦略局、中央卸売市場、総務局、財政局、 契約管財局、会計室、行政委員会事務局、市会事務局	政策調査担当課長 岡本 6208-9714 担当係長 田中 6208-9724
区役所、市政改革室、こども青少年局、環境局、消防局、 教育委員会事務局	政策調査担当課長 高田 6208-9718 課長代理 富川 6208-9709 担当係長 横谷 6208-9708
福祉局、健康局	政策調査担当課長 高田 6208-9718 課長代理 富川 6208-9709 担当係長 緒方 6208-9723
市民局	政策調査担当課長 高田 6208-9718 課長代理 富川 6208-9709 担当係長 田中 6208-9724
危機管理室、都市計画局、都市整備局、建設局、港湾局、 交通局、水道局	政策調整担当課長 野口 6208-9713 担当係長 白田 6208-9723